



**第2期 国富町**  
**子ども・子育て支援事業計画**



**令和2年3月**

**宮崎県 国富町**



## 計画の策定にあたって

### ごあいさつ

本町における少子化は、核家族化や地域コミュニティの希薄化等により、子育て世帯の経済的負担や仕事と子育ての両立における負担、孤立化した中での子育てに対する不安や悩みなど様々な要因が考えられます。

それに加えて、女性の社会進出とともに非婚化・晩婚化の傾向により、出生数の減少に影響を与えている状況であります。

このような中、子育て環境の整備を図るため、子ども・子育てに関する総合的な施策と教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を併せ持った「第1期国富町子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定しましたが、令和元年度末で終期を迎えることとなります。

そのため、第1期計画での取り組みの成果や課題等を踏まえつつ、更なる子育て支援の充実を図るために、令和元年10月から実施された「幼児教育・保育の無償化」、保育所等の環境整備への支援、認定こども園への移行に伴う財政的支援、子ども医療費の無償化の継続支援、母子の健康の確保及び増進に向けた各種健診等の充実、安心・安全な生活環境の整備等に向けた、令和2年度から令和6年度までの計画期間として「第2期国富町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、第1期計画の「安心して子育てができる社会づくり」という基本理念を継承し、引き続き、子ども・子育て支援施策を行政、関係機関、家庭や地域、事業所等との連携・協働により総合的に推進し、切れ目のない、きめ細かな支援に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただいた国富町子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、子ども・子育て支援に関するニーズ調査など、様々なご意見をお寄せいただきました多くの町民の皆さまに心よりお礼申し上げます。

令和2年3月

国富町長 中 列 府 尚 文



# 目 次

## 第1章 計画の概要

---

- 1 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 計画の策定体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 第2章 子どもを取り巻く状況

---

- 1 国富町の子どもと子育てを取り巻く現状・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 国富町子ども・子育て支援事業ニーズ調査結果（抜粋）・・・・ 19
- 3 第1期 国富町子ども子育て支援事業計画の評価・・・・・・・・ 27
- 4 第2期計画に向けた課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

## 第3章 計画の基本理念・基本目標

---

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 2 計画の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 3 基本的な視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 4 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

## 第4章 施策の展開

---

- 基本目標1 地域における子育ての支援・・・・・・・・・・・・ 41
- 基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進・・・・ 44
- 基本目標3 子育て家庭を支援する教育環境の整備・・・・・・・・ 49
- 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備・・・・・・・・ 50
- 基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進等・・・・・・・・ 52
- 基本目標6 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援・・・・ 53

## 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策、実施時期

---

- 1 教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- 2 人口の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- 3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期・・・ 60
- 4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期・・・・・・・・・・・・ 62
- 5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保・・・・・・・・ 70
- 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保・・・・・・・・ 70

## 第6章 計画の推進

---

- 1 計画の進捗管理・評価方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
- 2 関係機関との連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71

## 参考資料

---

- 資料1 国富町子ども・子育て会議設置要綱・・・・・・・・・・・・ 73
- 資料2 国富町子ども・子育て会議委員名簿・・・・・・・・・・・・ 74



## 第 1 章 計画の概要

---



# 1 計画策定の背景と趣旨

我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブームには約270万人、第2次ベビーブームは約200万人ありましたが、2017（平成29）年の出生数は94万6,065人で、1899（明治32）年の統計開始以来、最低の出生数となりました。合計特殊出生率をみると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、2005（平成17）年には過去最低である1.26まで落ち込んでいます。

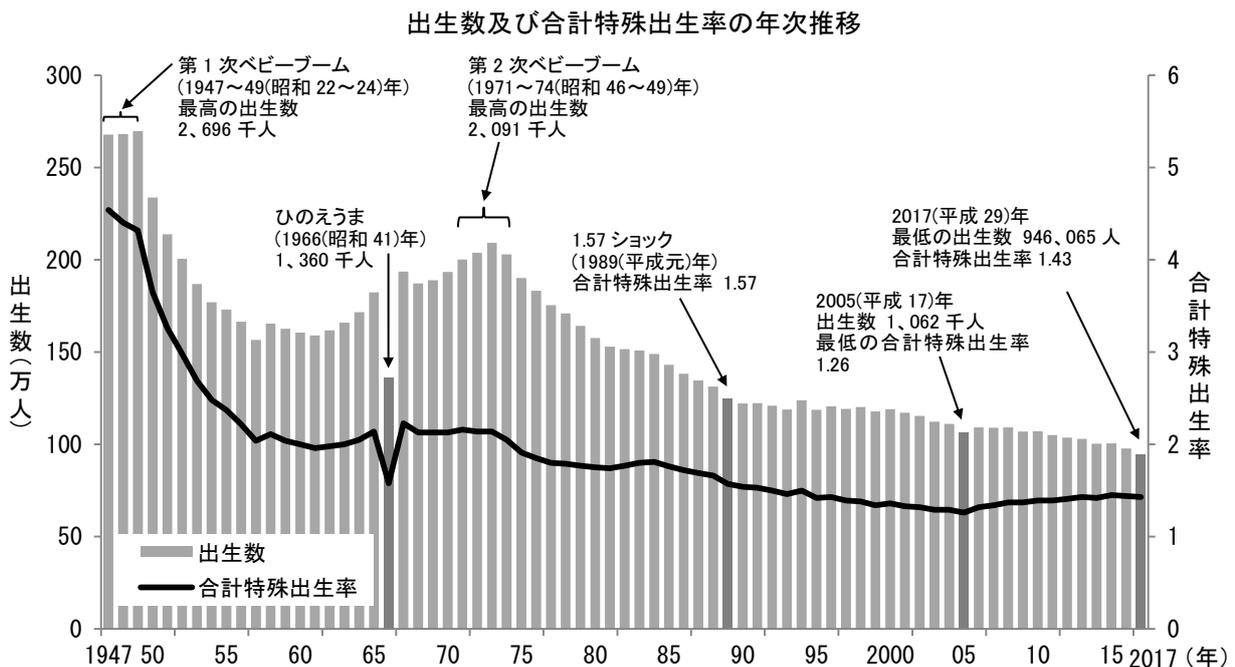
急速な少子化の進行や核家族化は、地域の間関係の希薄化や、家庭や地域での子育て力の低下につながるといわれており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、2003（平成15）年に「次世代育成支援対策推進法」を制定、2012（平成24）年8月には「子ども・子育て関連3法」を制定し、2015（平成27）年4月から本格施行した「子ども・子育て支援新制度」のもと、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してきました。

また、2017（平成29）年6月には「子育て安心プラン」を掲げ、女性就業率80%にも対応できる保育の受け皿の整備や、2017（平成29）年12月の「新しい経済政策パッケージ」、2018（平成30）年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2018」にて幼児教育・保育の無償化の方針が示され、2019（令和元）年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

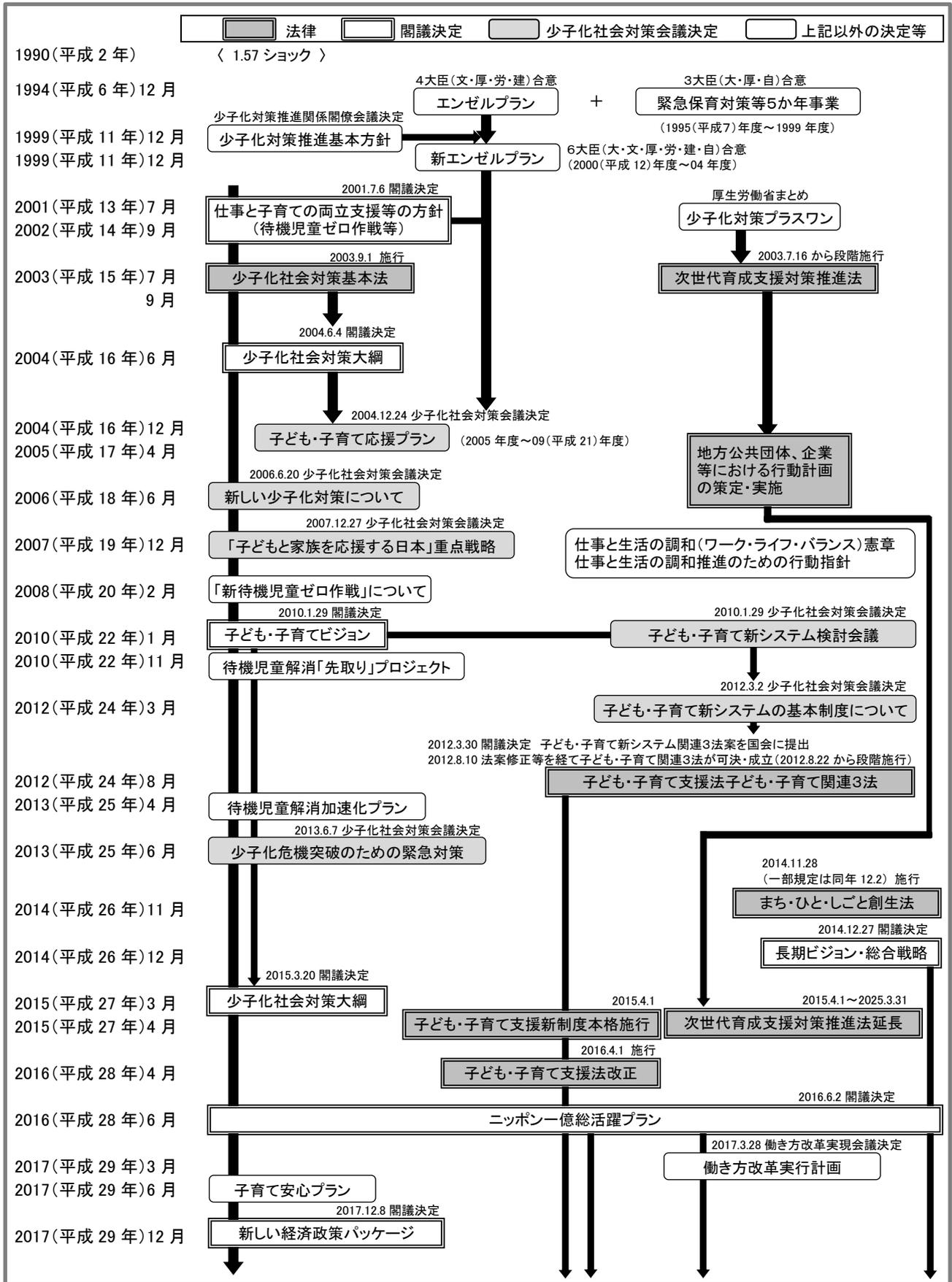
本町は、2015（平成27）年3月に「国富町子ども・子育て支援事業計画（以下、第1期計画）」を策定し、『安心して子育てができる社会づくり』を基本理念とし、子育て環境の整備に取り組んできました。

2019（令和元）年度に第1期計画の計画期間が終わることから、第2期国富町子ども・子育て支援事業計画（以下、第2期計画）を策定し、引き続き、本町に家庭を構え、安心して子育てができる環境の整備と、地域全体で支えるネットワークの構築を目指し、地域ぐるみで一体となったひとづくり・まちづくりを掲げ推進して行きます。



出所：令和元年版 少子化社会対策白書

# これまでの少子化対策



資料:内閣府資料

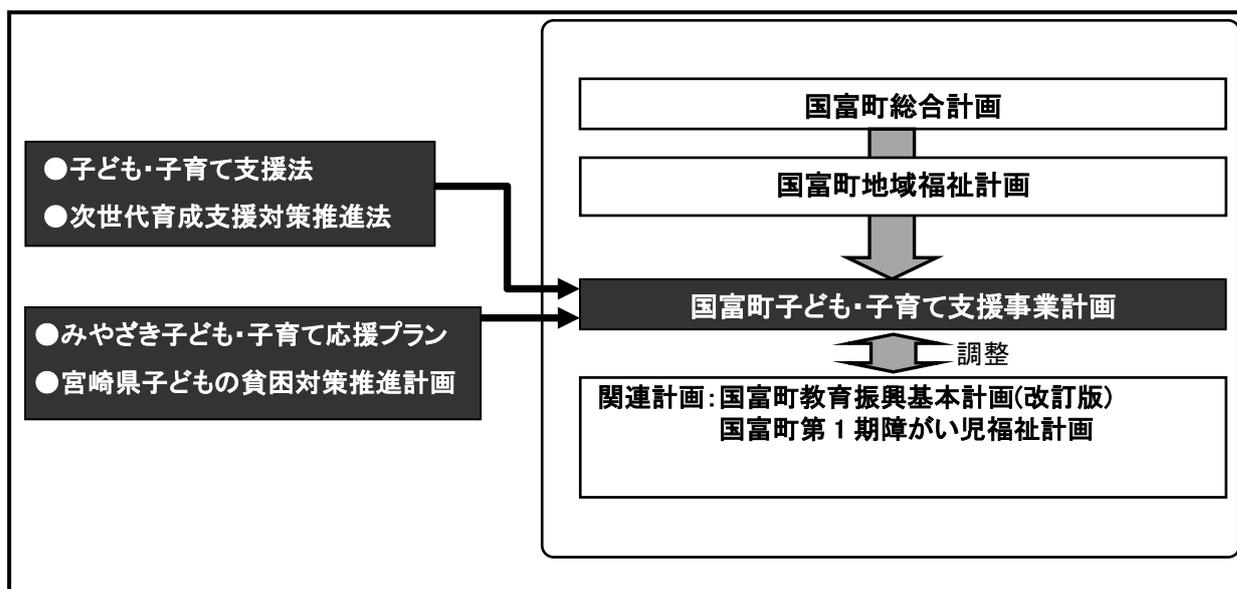
## 2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく「市町村行動計画」として策定します。

また、本計画は、本町のまちづくりの最上位計画である「国富町総合計画(後期基本計画)」や地域福祉推進の基本的な方向性を定める「国富町地域福祉計画・国富町地域福祉活動計画」の子ども・子育てに関する分野別計画であり、その他「国富町障害者福祉計画」などの関連計画及び宮崎県の関連計画と整合性を図り策定するものです。

さらに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策に関する大綱」を勘案し、子どもの貧困対策についても定めます。

計画の位置づけ



## 3 計画期間

本計画の期間は、2020（令和 2）年度から 2024（令和 6）年度までの 5 か年間で計画期間とします。

なお、子ども・子育て支援事業の進捗状況を踏まえ、計画期間の中間年度 2022（令和 4）年度において、計画の点検を行い、必要な見直しを行うものとします。

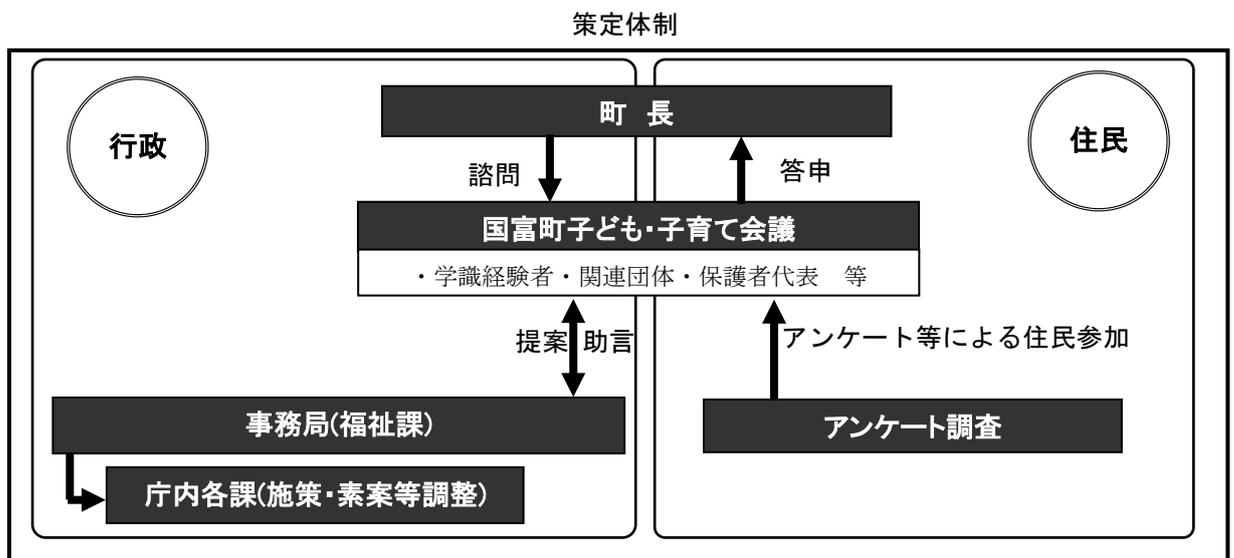
## 4 計画の対象

本計画における「子ども」とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいい、18 歳までの児童を指します。

## 5 計画の策定体系

### (1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」第77条に定める合議制の機関として、学識経験者や教育・保育関係団体の代表者、住民等で組織する「国富町子ども・子育て会議」において審議を行うとともに、アンケート調査を実施し多くの意見を頂きました。



### (2) アンケート調査

第2期計画を策定するにあたり、町内に在住する就学前児童及び小学生の保護者を対象として、本町における子ども・子育ての現状や、教育・保育・子育て支援事業の利用状況や利用希望について把握することを目的としてニーズ調査を実施しました。

## 第2章 子どもを取り巻く状況

---



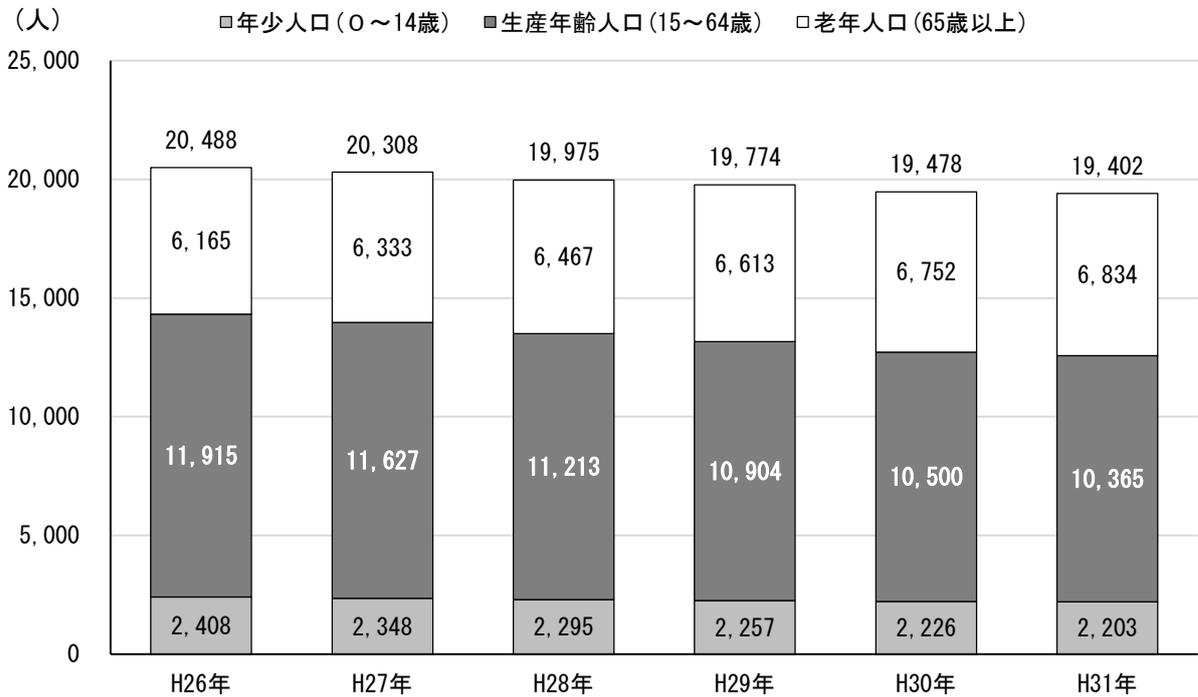
# 1 国富町の子どもと子育てを取り巻く現状

## (1) 総人口の推移

本町の総人口は平成 26 年の 20,488 人から平成 31 年には 19,402 人と 1,086 人減少しています。

総人口を年齢 3 区分別にみると、年少人口(0～14 歳)は、平成 26 年の 2,408 人から平成 31 年には 2,203 人と 205 人減少、生産年齢人口(15～64 歳)は、平成 26 年の 11,915 人から平成 31 年には 10,365 人と 1,550 人減少、老年人口(65 歳以上)は、平成 26 年の 6,165 人から平成 31 年には 6,834 人と 669 人増加しています。

総人口の推移 (国富町)



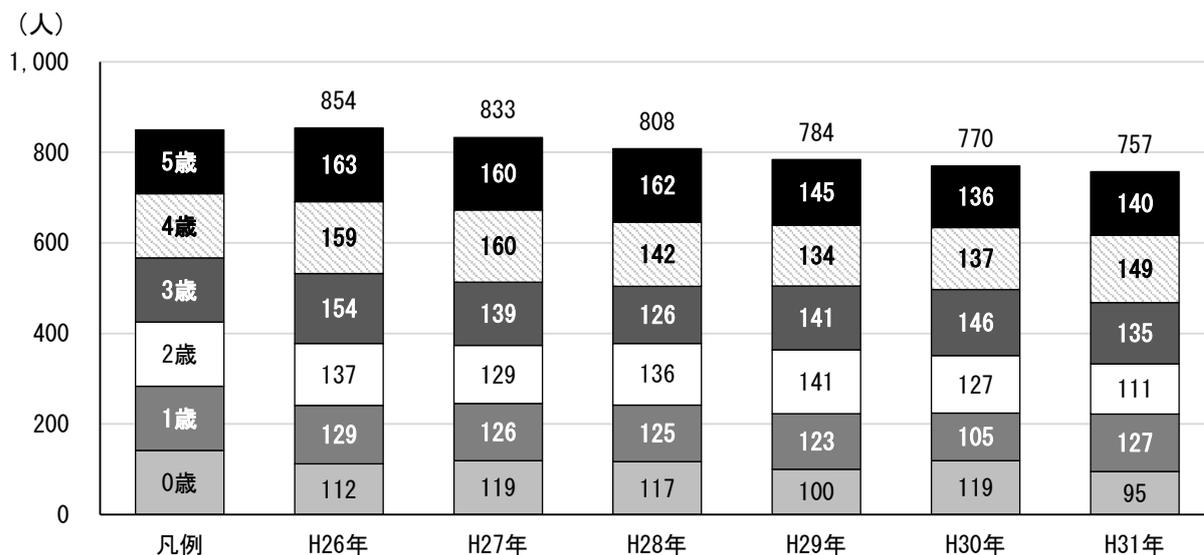
出所:国富町住民基本台帳(4月1日現在)

## (2) 児童人口の推移

### ① 就学前児童人口（0～5歳）

本町の就学前児童人口は、平成26年の854人から平成31年には757人と、97人減少しています。

就学前児童人口の推移（国富町）

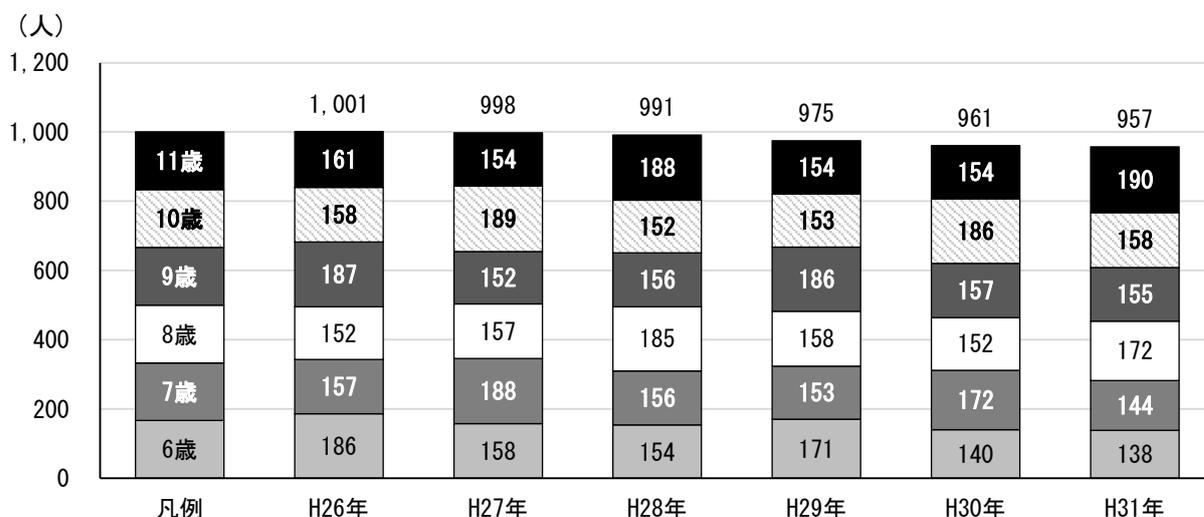


出所：国富町住民基本台帳（4月1日現在）

### ② 就学児童人口（6～11歳）

本町の就学児童人口は、平成26年の1,001人から平成31年には957人と、44人減少しています。

就学児童人口の推移（国富町）



出所：国富町住民基本台帳（4月1日現在）

### (3) 出生の動向

本町の出生数は、平成24年の120人から減少傾向にあり、平成28年には107人となっています。

同様に、出生率も平成24年の5.9から、平成28年には5.5に低下しており、国や県より低い水準で推移しています。

#### 出生数・出生率の推移

(国富町)

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
出生数(人)	120	116	117	116	107
出生率(人/人口千人)	5.9	5.8	5.9	5.9	5.5

(宮崎県)

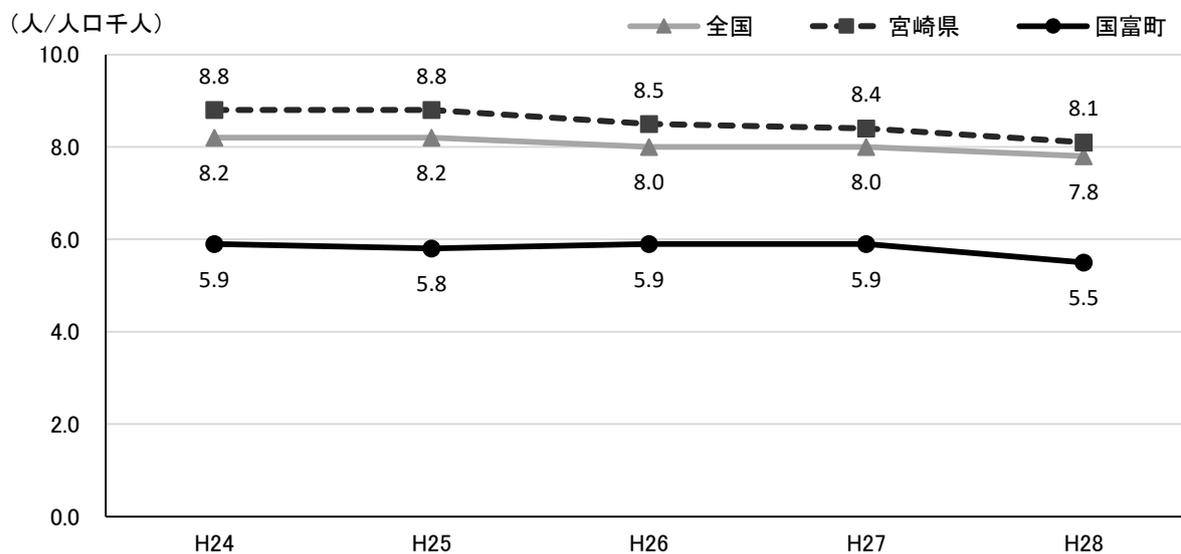
区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
出生数(人)	9,858	9,854	9,509	9,226	8,929
出生率(人/人口千人)	8.8	8.8	8.5	8.4	8.1

(全国)

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
出生数(人)	1,037,231	1,029,816	1,003,539	1,005,677	976,978
出生率(人/人口千人)	8.2	8.2	8.0	8.0	7.8

出所:宮崎県衛生統計年報

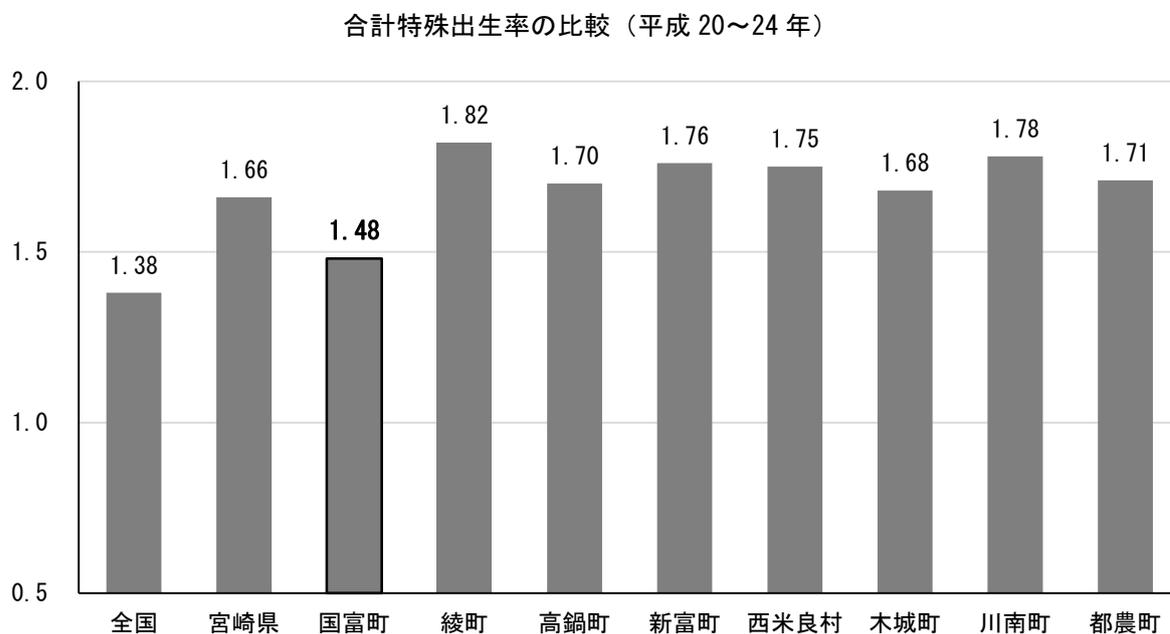
#### 出生率の推移



出所:宮崎県衛生統計年報

#### (4) 合計特殊出生率

平成 20～24 年の本町の合計特殊出生率は 1.48 で、国より高く、県より低い水準となっています。近隣町村(東諸県郡、児湯郡)と比較すると、最も低い水準となっています。



出所:人口動態統計特殊報告

※合計特殊出生率は「15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性とその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する

### (5) 母親の年齢階級別出生割合

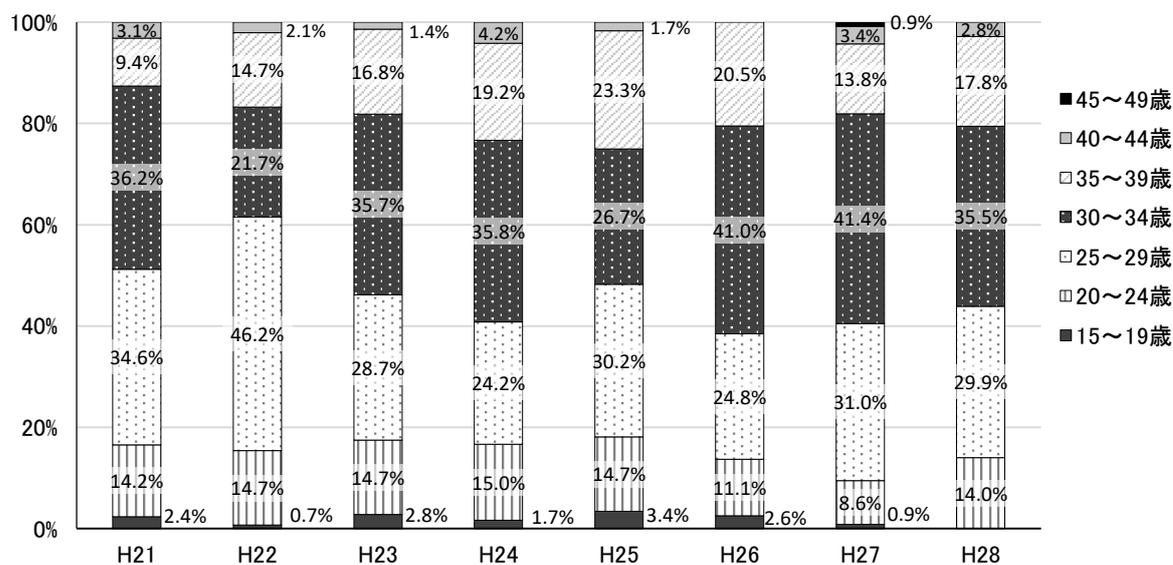
本町の母親の年齢階級別出生割合の推移をみると、各年の出生数のうち、「25～29歳」と「30～34歳」の母親が出産する割合が高く、平成28年の「25～34歳」の割合は65.4%となっています。

母親の年齢階級別出生数の推移（国富町）

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
出生数(全体)	127	143	143	120	116	117	116	107
～14歳	0	0	0	0	0	0	0	0
15～19歳	3	1	4	2	4	3	1	0
20～24歳	18	21	21	18	17	13	10	15
25～29歳	44	66	41	29	35	29	36	32
30～34歳	46	31	51	43	31	48	48	38
35～39歳	12	21	24	23	27	24	16	19
40～44歳	4	3	2	5	2	0	4	3
45～49歳	0	0	0	0	0	0	1	0
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0

出所：宮崎県衛生統計年報

母親の年齢階級別出生割合の推移（国富町）

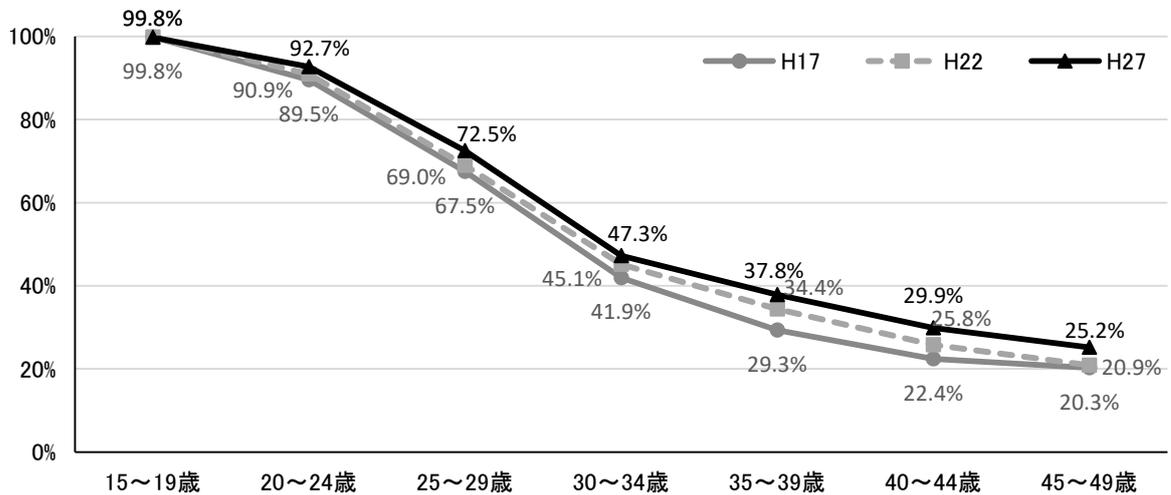


出所：宮崎県衛生統計年報

## (6) 未婚率の状況

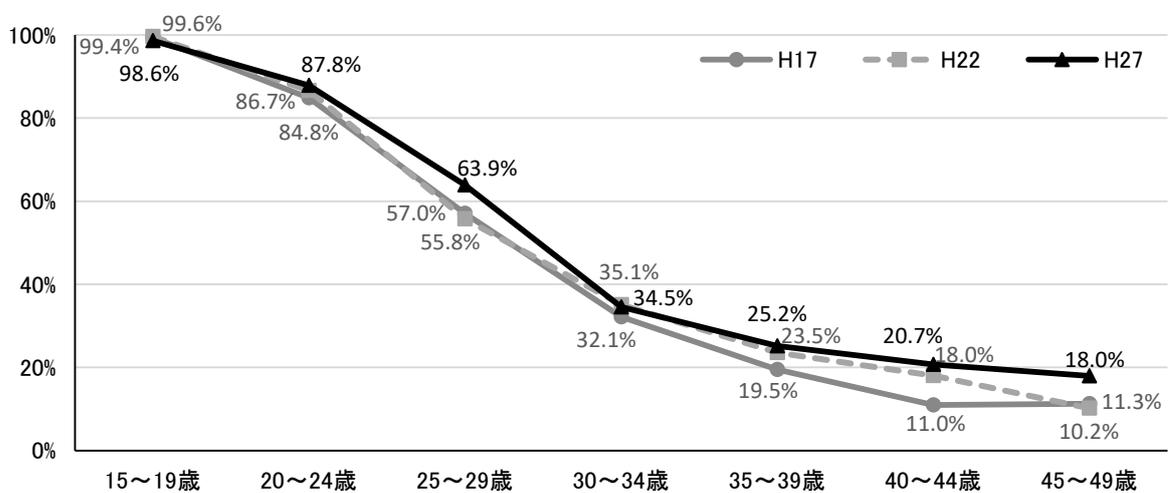
平成 27 年の本町の未婚率をみると、男性は「25～29 歳」で 72.5%、「30～34 歳」で 47.3%となっています。女性は「25～29 歳」で 63.9%、「30～34 歳」で 34.5%となっています。

男性の未婚率の状況（国富町）



出所：国勢調査

女性の未婚率の状況（国富町）

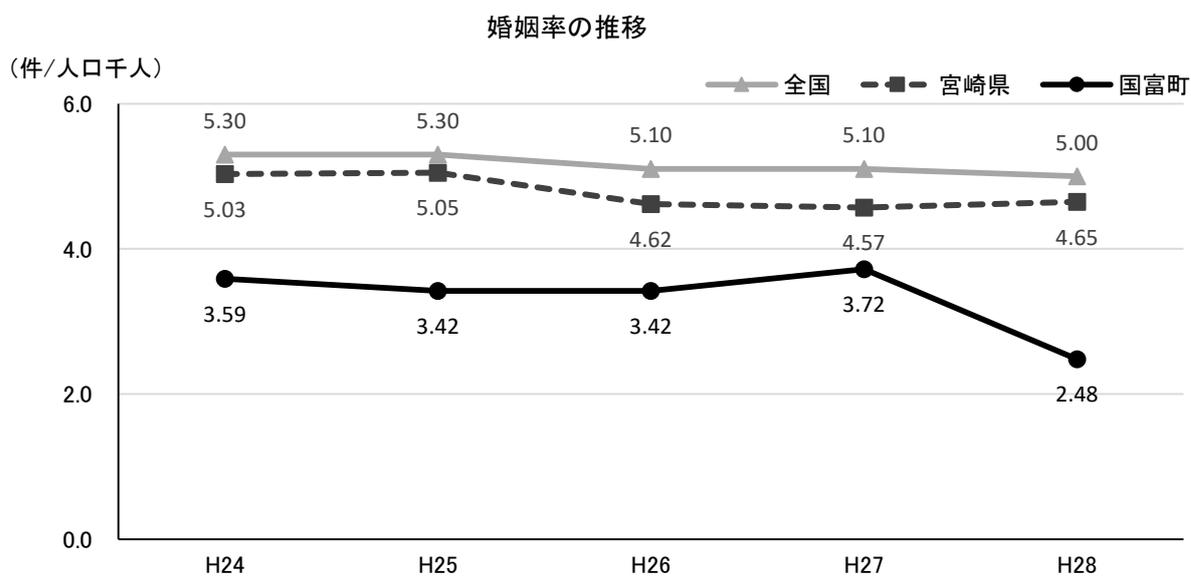


出所：国勢調査

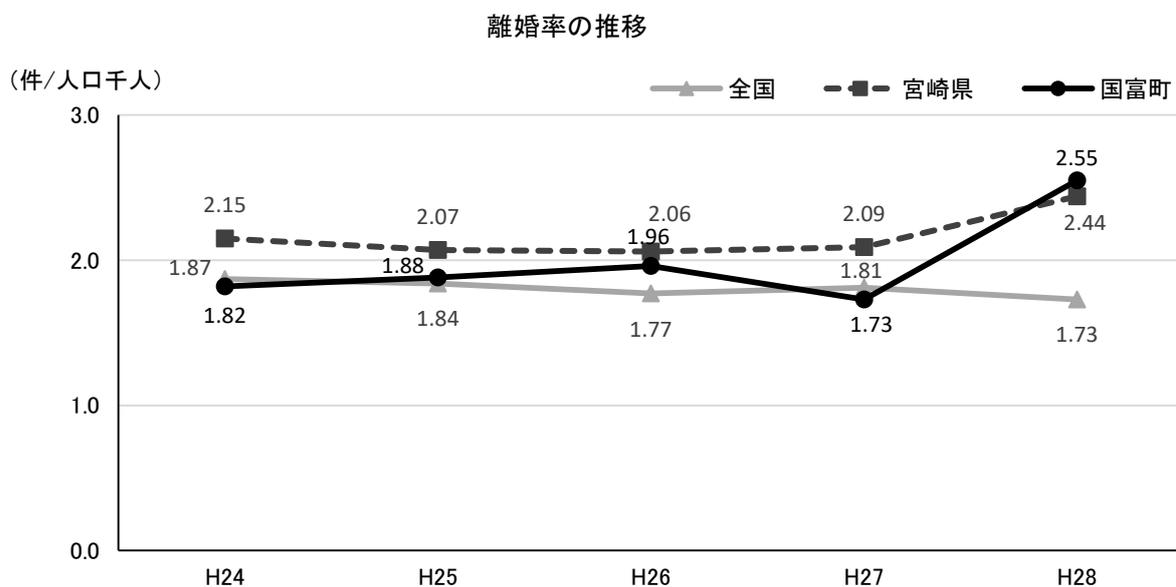
## (7) 婚姻、離婚の動向

本町の婚姻率の推移をみると、平成 24 年の 3.59 から平成 27 年までは横ばいに推移し、平成 28 年には 2.48 に低下しています。国や県より低い水準での推移となっています。

また、離婚率の推移をみると、平成 24 年の 1.82 から平成 27 年までは横ばいに推移していましたが、平成 28 年には 2.55 に上昇し、国や県の離婚率より高くなっています。



出所:宮崎県衛生統計年報



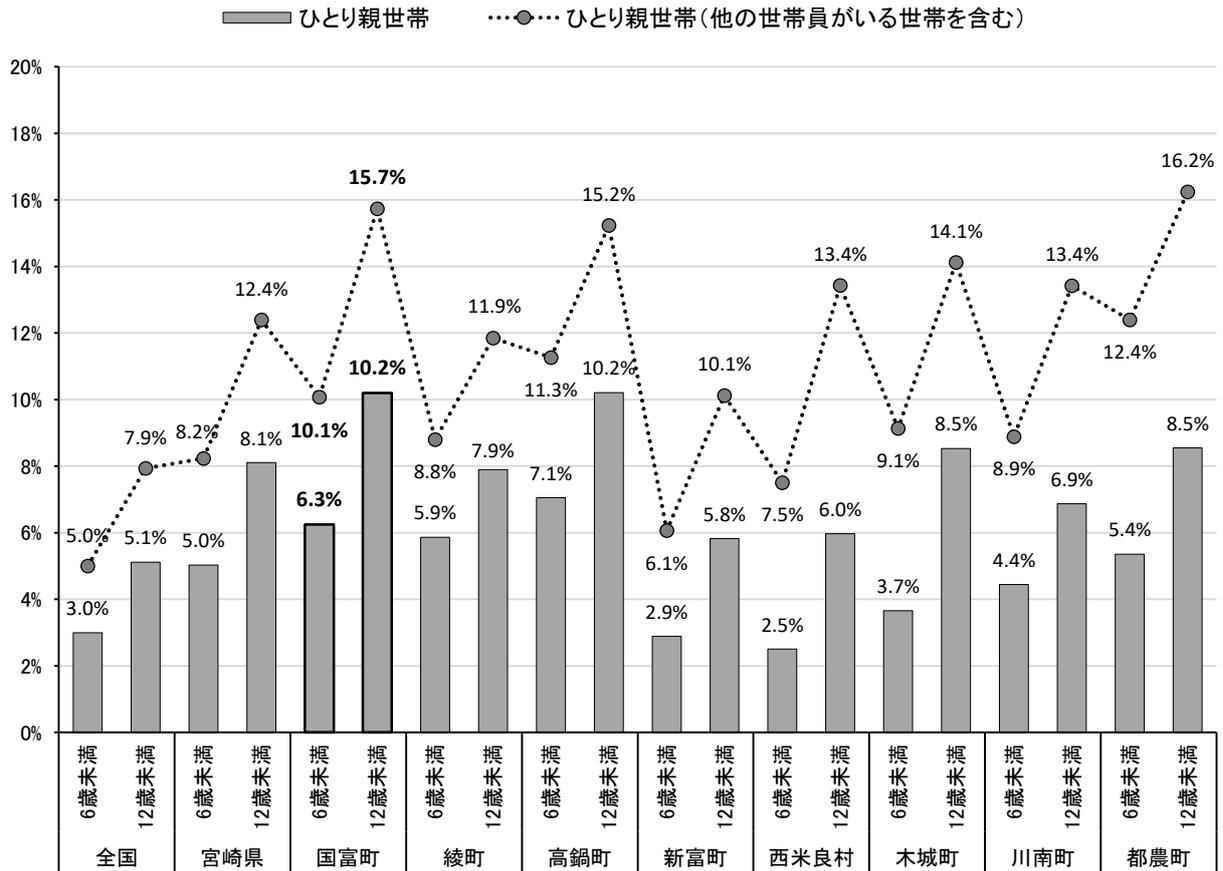
出所:宮崎県衛生統計年報

### (8) ひとり親世帯の割合

本町における平成 27 年のひとり親世帯の割合は、6 歳未満の世帯員がいる世帯では 6.3%、12 歳未満の世帯員がいる世帯では 10.2%となっています。

また、国や県と比較すると本町のひとり親世帯の割合は高くなっており、近隣町村（東諸県郡、児湯郡）と比較すると、高鍋町に次いで高い割合となっています。

6 歳未満、12 歳未満世帯員がいるひとり親世帯の割合（平成 27 年）



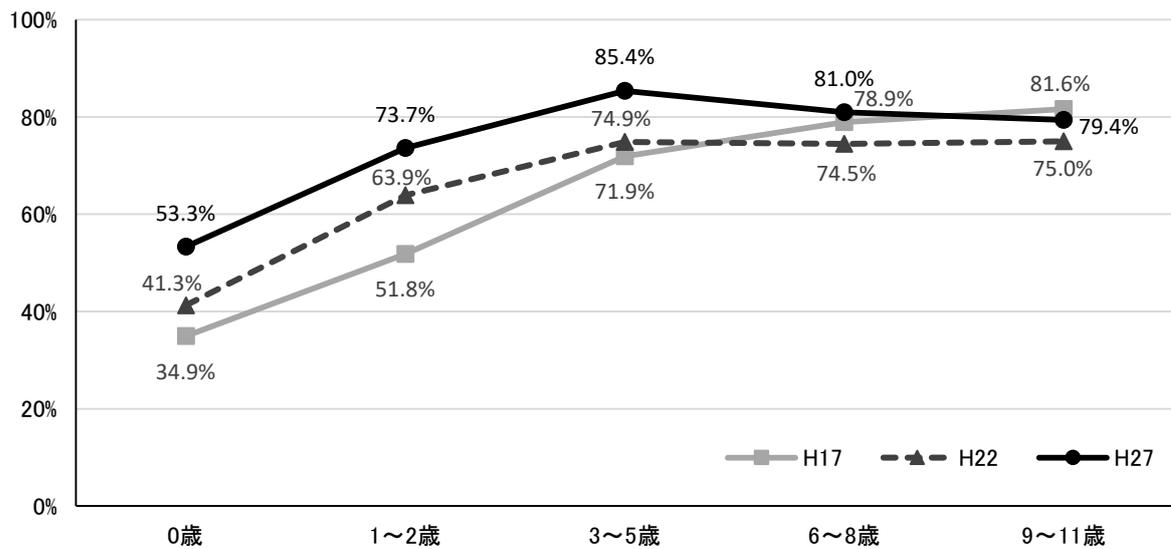
出所：国勢調査

### (9) 共働き夫婦の割合

平成 27 年の本町の共働き夫婦の割合を末子の年齢別にみると、末子の年齢が上がるにつれ共働きの割合が高くなる傾向にあり、末子が 3 歳以上の夫婦の約 80%が共働きとなっています。

平成 17 年から平成 27 年の共働き夫婦の割合の推移をみると、ほとんどの末子の年齢において、共働きの割合は高くなる傾向にあります。

末子の年齢別共稼ぎ夫婦の割合（国富町）



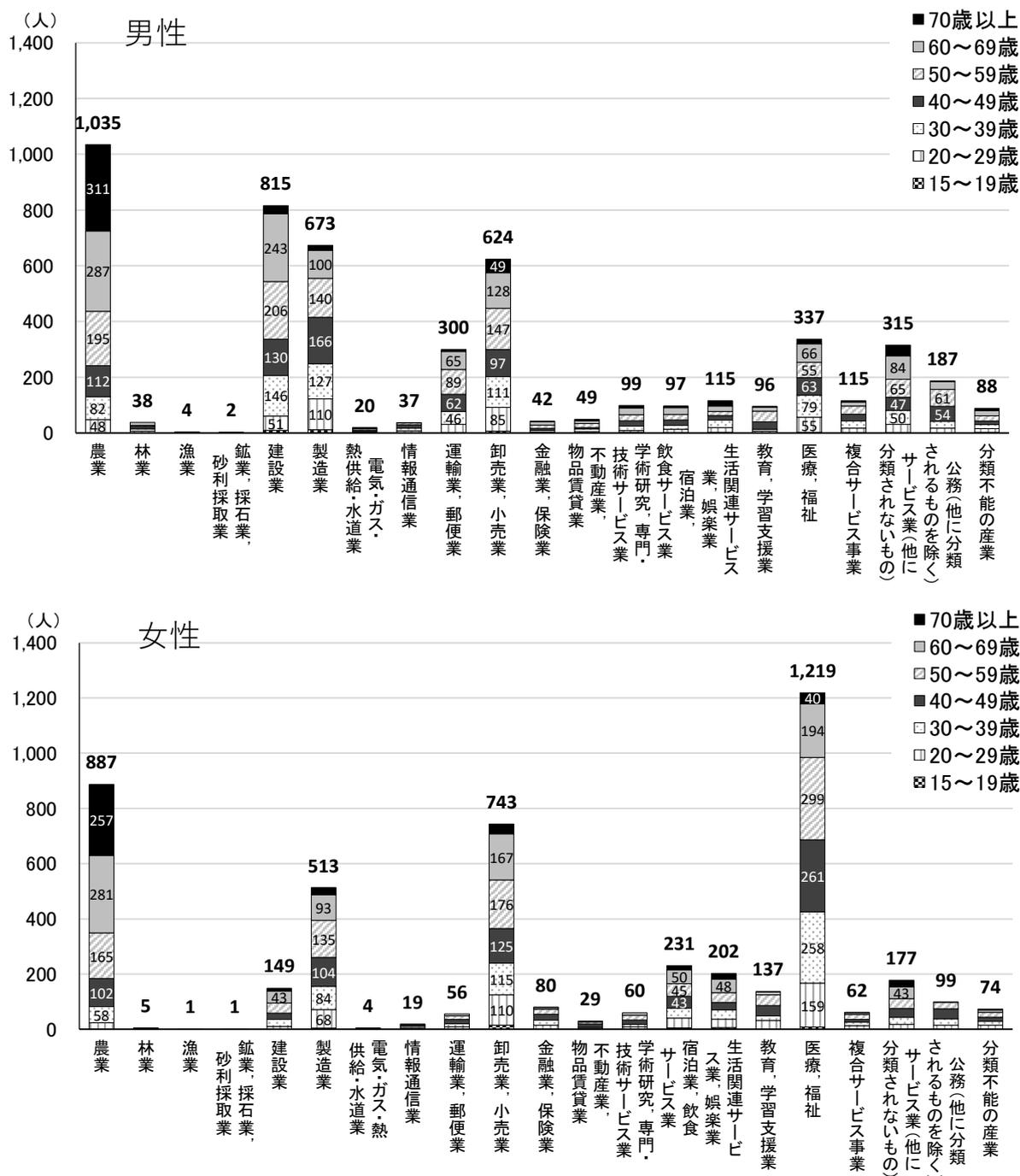
出所：国勢調査

## (10) 就労の状況

### ① 就業の状況

本町の平成27年の就業者人口は、男性5,088人、女性4,748人となっています。産業分類別男女就業者数をみると、男性は「農業」が1,035人と最も多く、次いで「建設業」の815人、女性は「医療・福祉」が1,219人と最も多く、次いで「農業」の887人となっています。

男女別就業者の産業分類別年齢構成（国富町 平成27年）

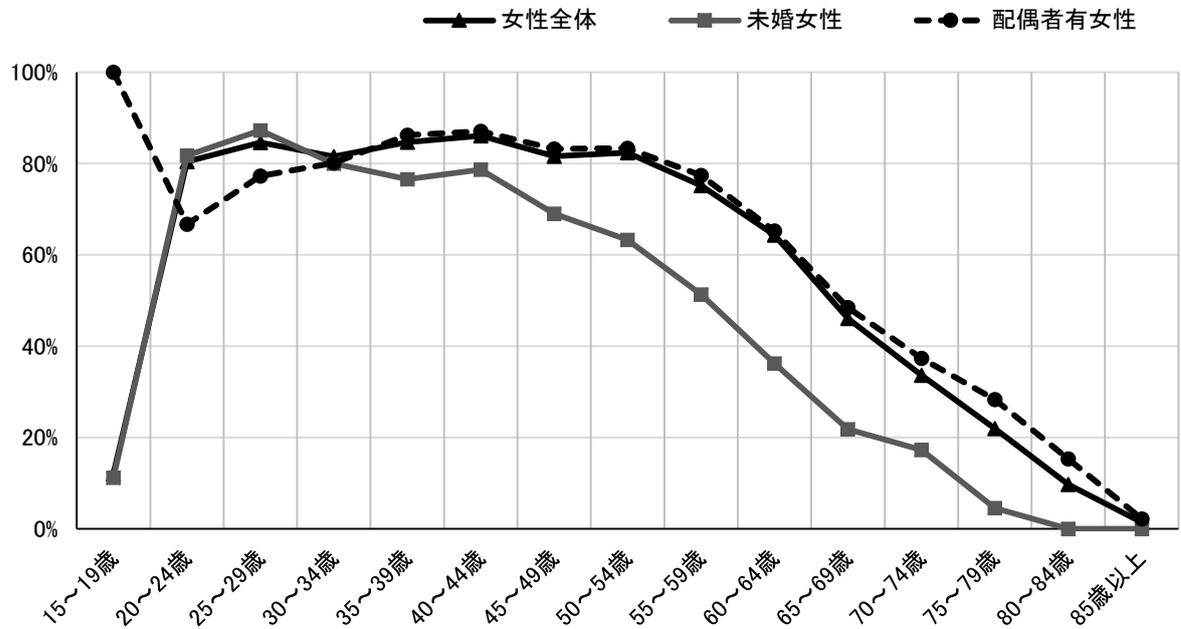


出所：国勢調査

## ② 女性の労働力率

本町の女性の年齢階級別労働力率を婚姻の状況別にみると、20～34歳の年齢層で、「配偶者有女性」の労働力率は「未婚女性」の労働力率より低くなっています。

女性の年齢階級別の労働力率（国富町 平成27年）

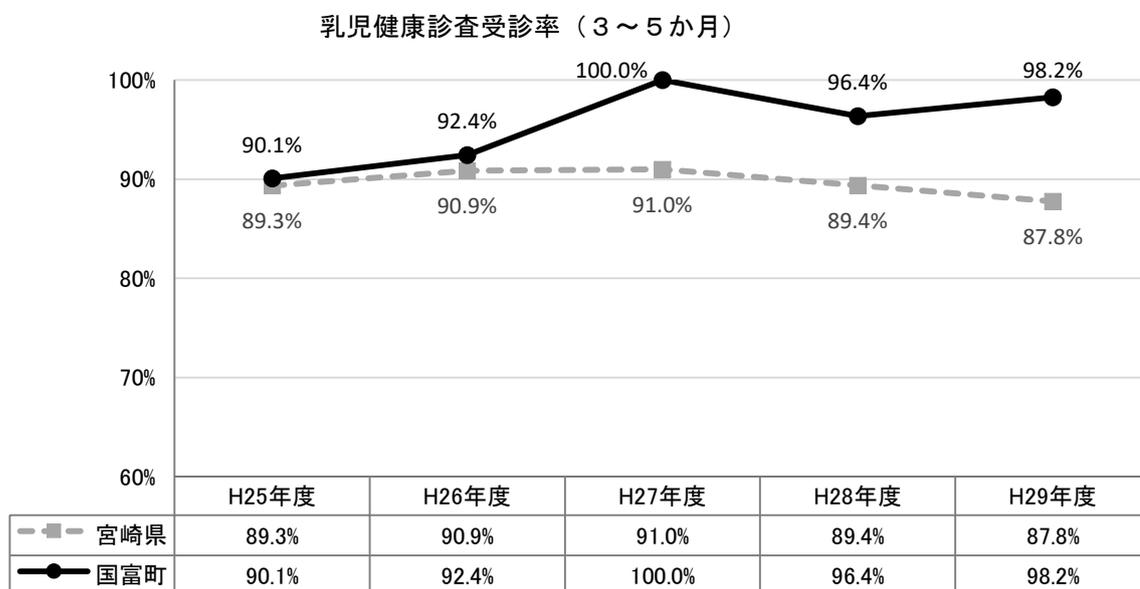


出所：国勢調査

## (11) 母子保健に関する状況

### ① 乳児（3～5か月児）健康診査受診率

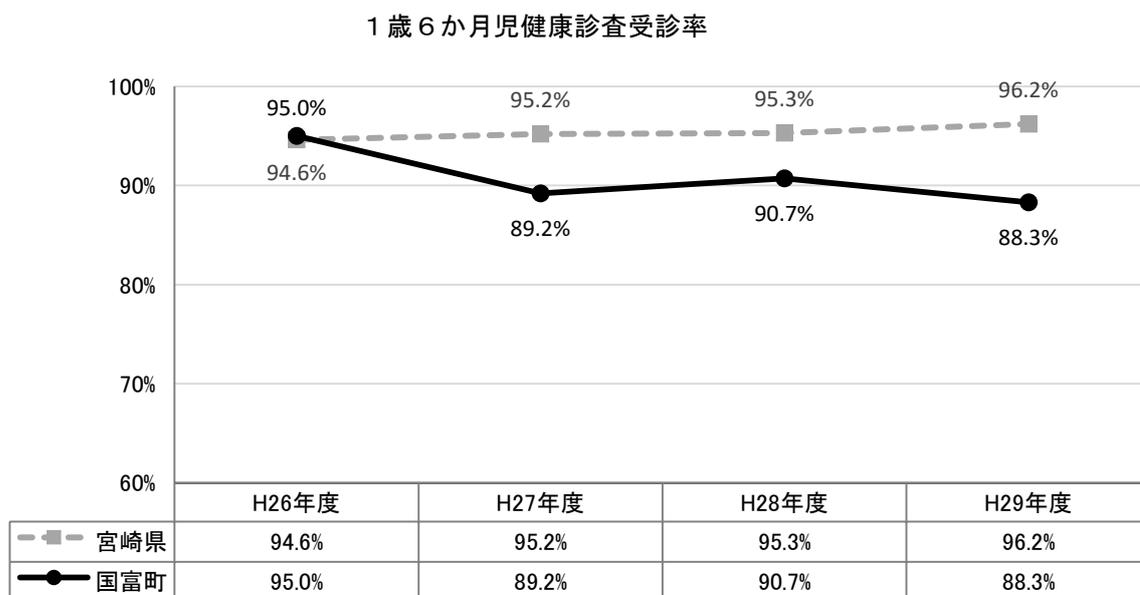
本町における乳児健康診査受診率は、平成25年度の90.1%から上昇傾向にあり、平成29年度には98.2%となっています。



出所：厚生労働省 地域保健・健康増進事業報告

### ② 1歳6か月児健康診査受診率

本町における1歳6か月児健康診査受診率は、平成26年度の95.0%から低下傾向にあり、平成29年度には88.3%となっています。

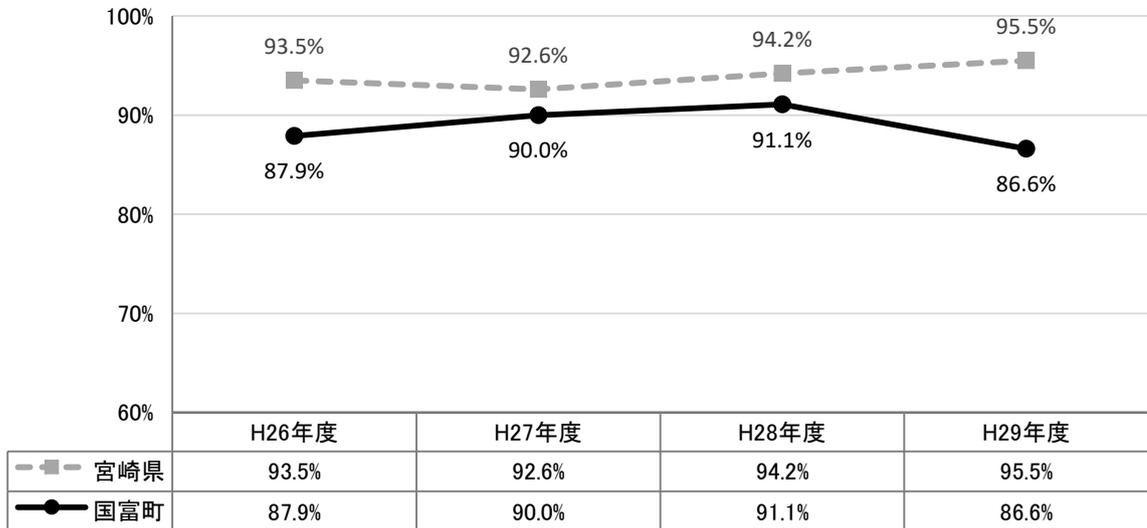


出所：宮崎県健康増進課

### ③ 3歳児健康診査受診率

本町における3歳児健康診査受診率は、平成26年度の87.9%から横ばいに推移し、平成29年度には86.6%となっています。

3歳児健康診査受診率

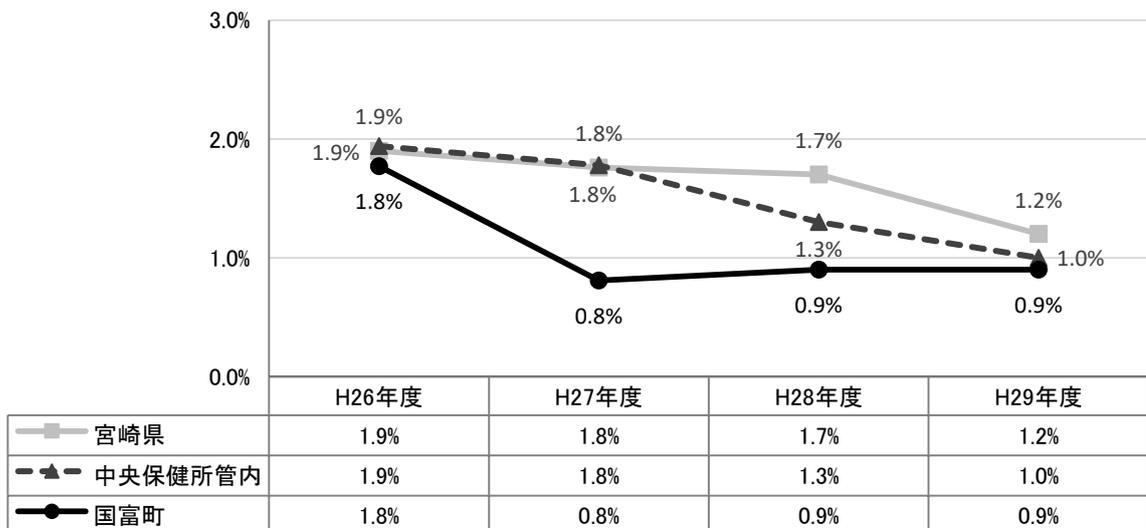


出所：宮崎県健康増進課

### ④ 1歳6か月児むし歯有病者率

本町における1歳6か月児むし歯有病者率は、平成26年度の1.8%から低下し、平成29年度には0.9%となっています。

1歳6か月児むし歯有病者率

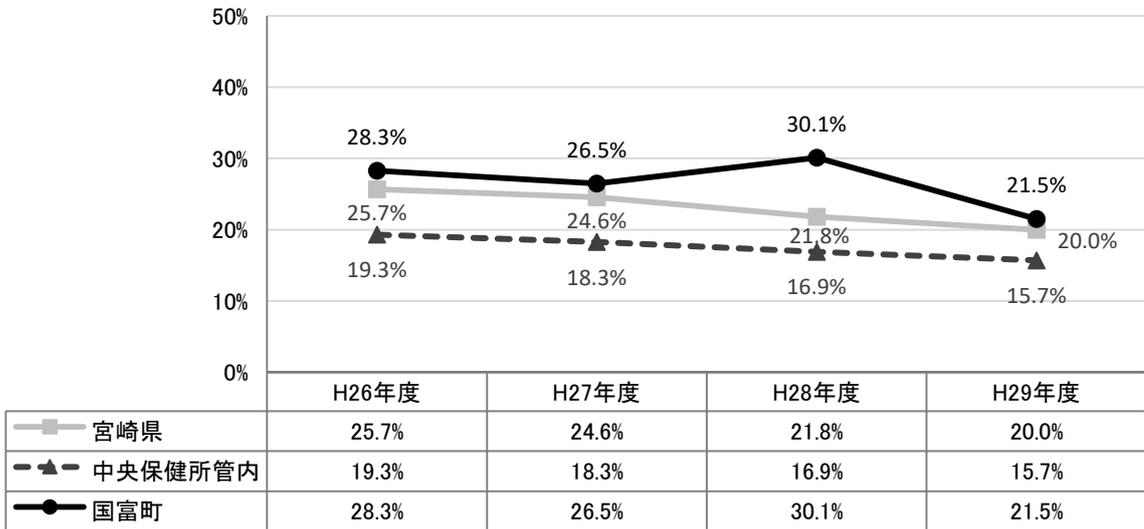


出所：宮崎県健康増進課

### ⑤ 3歳児むし歯有病者率

本町における3歳児むし歯有病者率は、平成26年度の28.3%から低下傾向であり、平成29年度には21.5%となっています。

3歳児むし歯有病者率



出所：宮崎県健康増進課

## 2 国富町子ども・子育て支援事業ニーズ調査結果（抜粋）

### （1）調査の概要

本計画で確保すべき教育・保育及び子育て支援の「量の見込み」を算出するため、住民の皆様の教育・保育・子育て支援に関する「現在の状況」や「今後の利用希望」を把握することを目的として、ニーズ調査を実施しました。

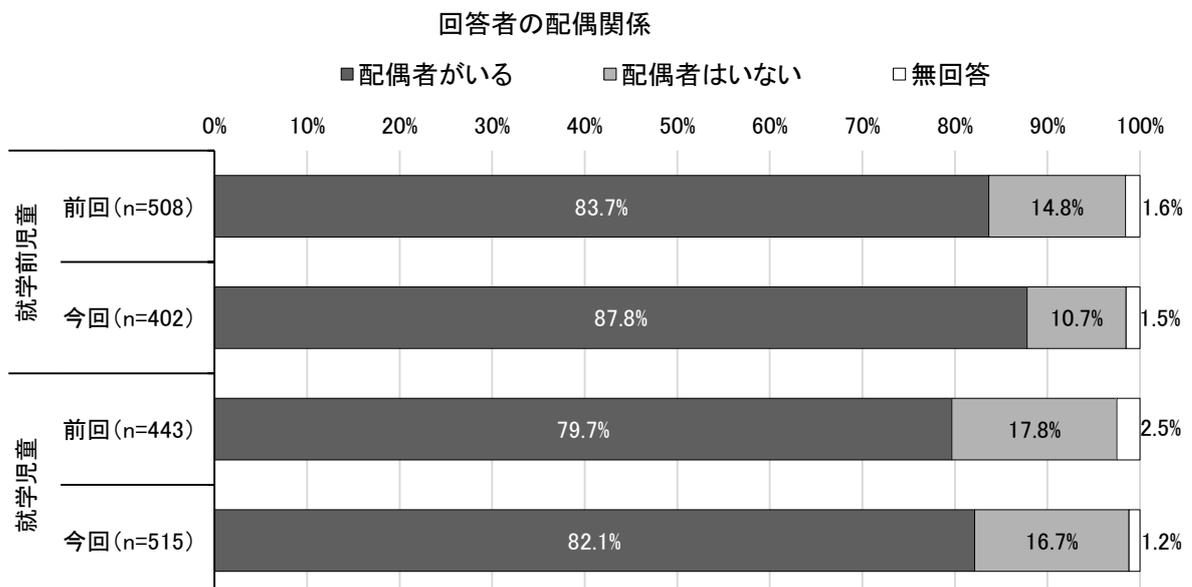
項目		内容
調査対象及び調査実施方法	就学前児童	町内に在住する就学前児童（0～5歳）を養育する保護者 605 人を対象として、教育・保育施設在園児童には施設配布・施設回収、在宅児童には郵送配布・郵送回収にて調査を実施した。
	就学児童	町内に在住する就学児童（小学1～6年生）を養育する保護者 697 人を対象として、学校配布・学校回収で調査を実施した。
調査時期		平成 30 年 12 月
回収数・有効数及び回収率	就学前児童	回収数 403 件 有効数 402 件（回収率 66.6%）
	就学児童	回収数 515 件 有効数 515 件（回収率 73.9%）

### （2）調査結果

#### ① 回答者の配偶関係

回答者の配偶関係について、「配偶者がいる」は就学前児童が 87.8%、就学児童が 82.1%、「配偶者はいない」は就学前児童が 10.7%、就学児童が 16.7%となっています。

前回調査（平成 25 年）と比べると、「配偶者はいない」の割合は就学前児童が 4.1%、就学児童が 1.1%低くなっています。

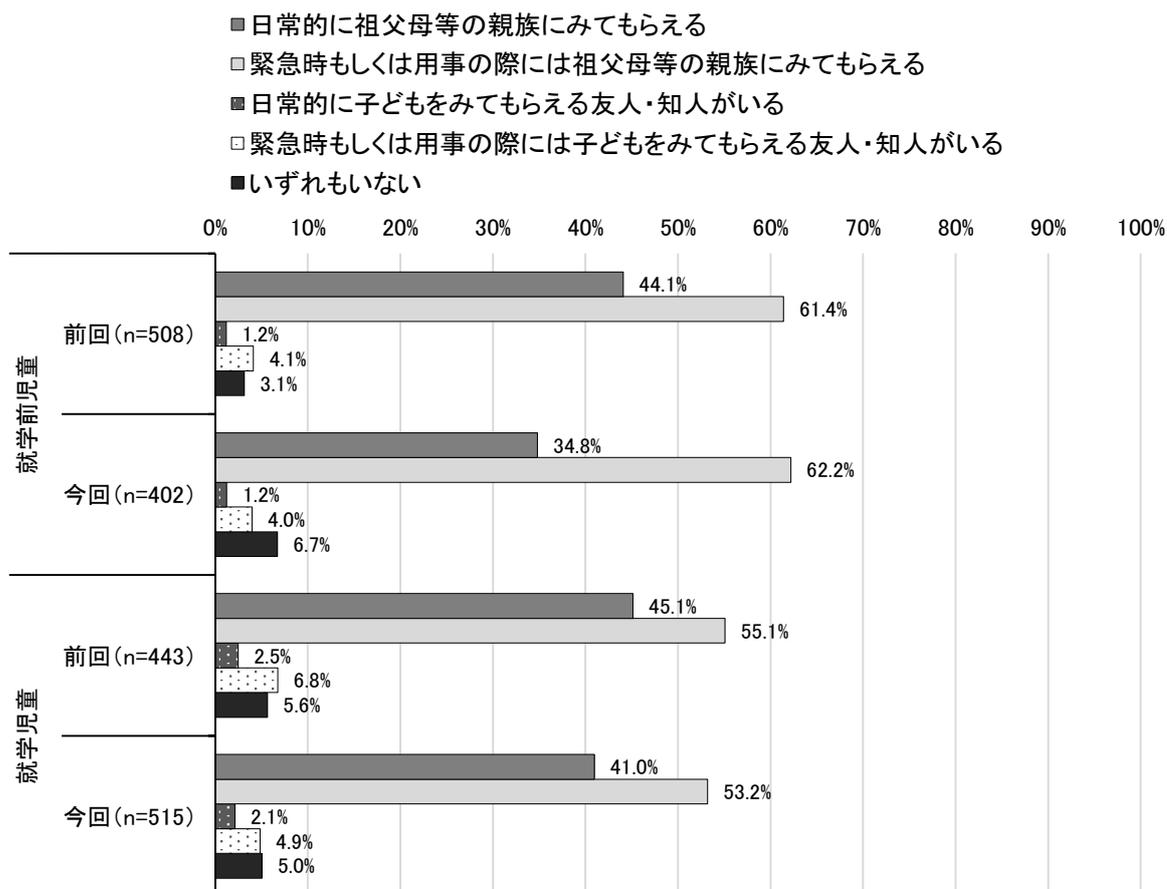


## ② 子どもをみてもらえる親族・知人の有無

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかについては、就学前児童、就学児童のどちらも、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高くなっています。

前回調査（平成 25 年）と比べると、就学前児童において「いずれもない」の割合が 3.6%高くなっています。

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人はいるか

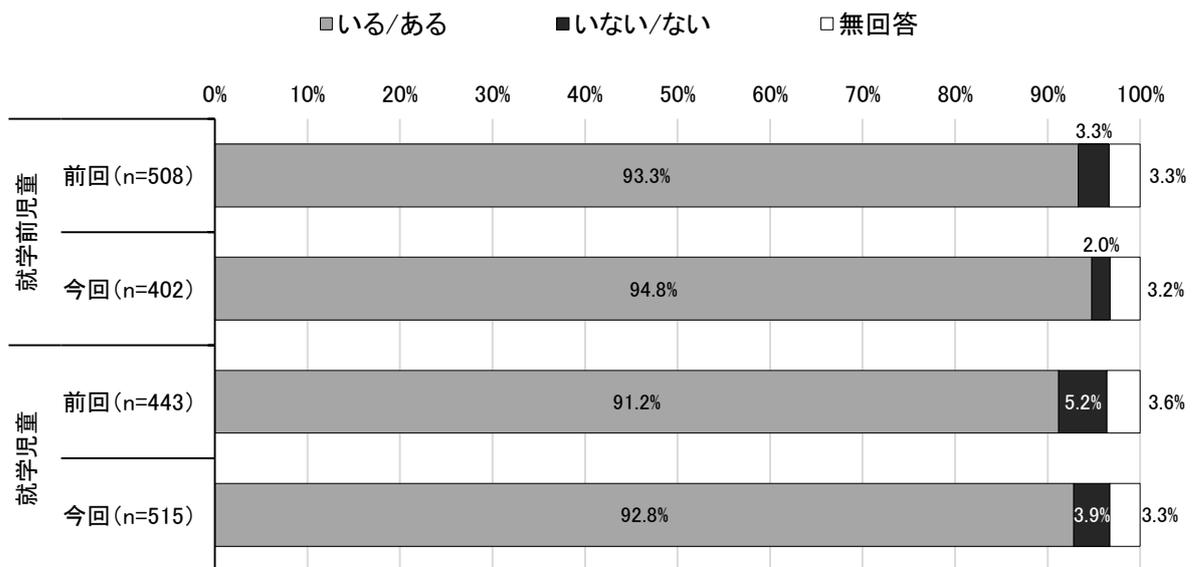


### ③ 子育てや教育について気軽に相談できる人や場所の有無

子育てや教育をする上で気軽に相談できる人や場所があるかについて、「いる/ある」の割合は就学前児童が94.8%、就学児童では92.8%となっています。

前回調査（平成25年）と比べると、就学前児童、就学児童ともに「いない/ない」の割合が低くなっています。

子育てや教育について気軽に相談できる人や場所の有無



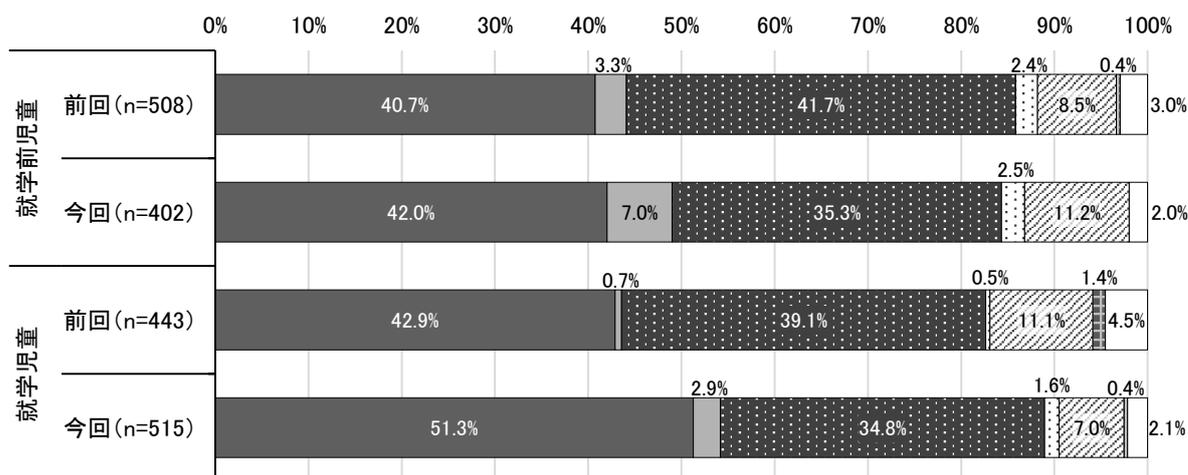
#### ④ 母親の就労状況

母親の現在の就労状況については、就学前児童、就学児童ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が最も高くなっており、産休・育休・介護休業中も含め就労していると回答した割合は、就学前児童が86.8%、就学児童が90.6%となっています。

前回調査（平成25年）と比べると、就学児童については、産休・育休・介護休業中も含め就労していると回答した割合が7.4%上がっています。

母親の就労状況

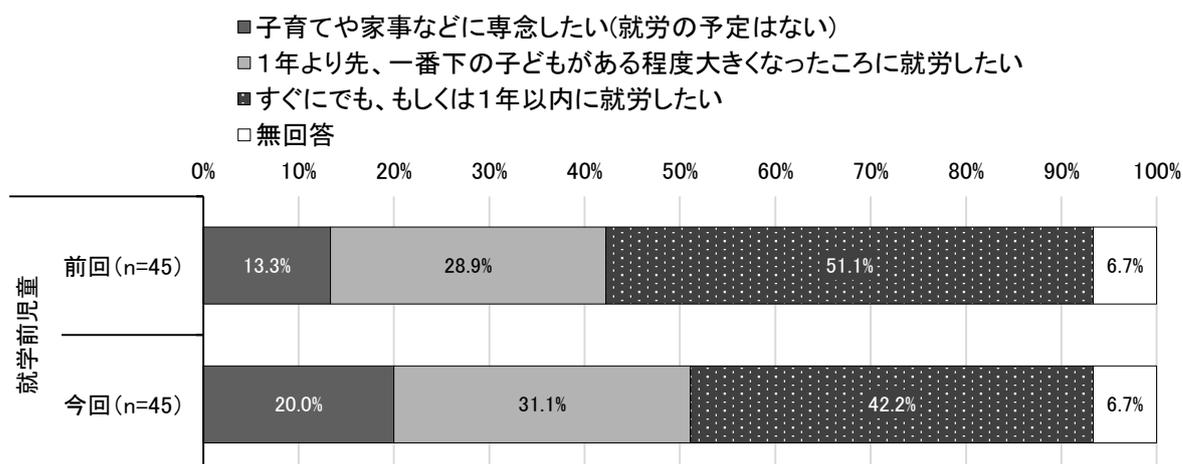
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▣フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ☑以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答



### ⑤ 就労していない母親の就労希望状況（就学前児童）

就労していない就学前児童の母親の就労希望について、「1年より先、一番下の子どもがある程度大きくなったところに就労したい」と「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を合わせた割合は73.3%となっており、前回調査（平成25年）と比べると6.7%下がっています。

就労していない母親の就労希望状況

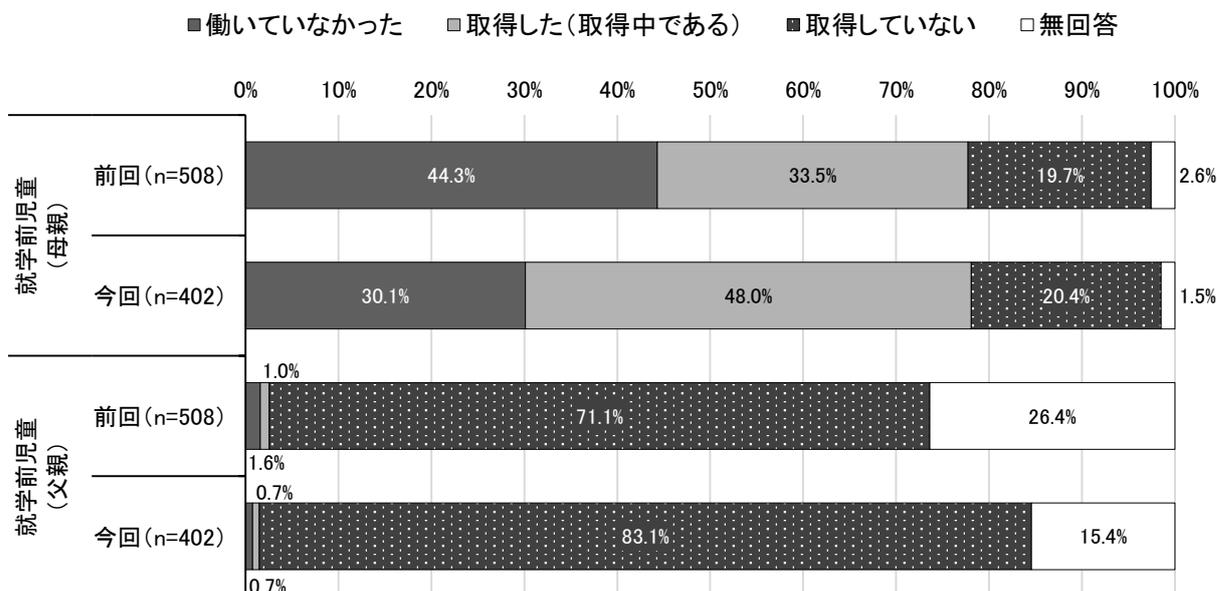


### ⑥ 育児休業の取得状況（就学前児童）

子どもが生まれた後に育児休業を取得したかについて、「取得した（取得中である）」の割合は、母親が48.0%、父親が0.7%となっています。

前回調査（平成25年）と比べると、母親の育児休業取得率は高くなっているものの、父親については進展がみられない状況です。

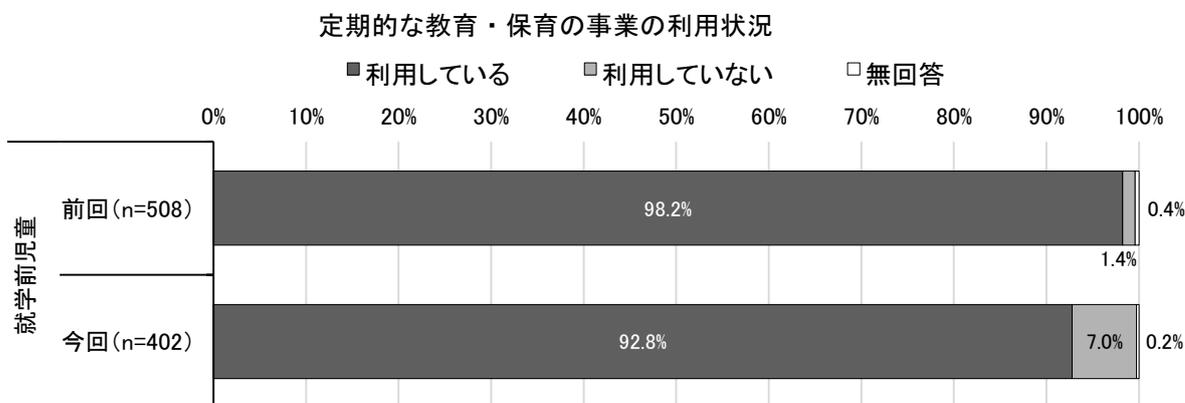
育児休業の取得状況



### ⑦ 定期的な教育・保育の事業の利用状況

定期的な教育・保育の事業の利用の有無について、「利用している」が92.8%、「利用していない」が7.0%となっています。

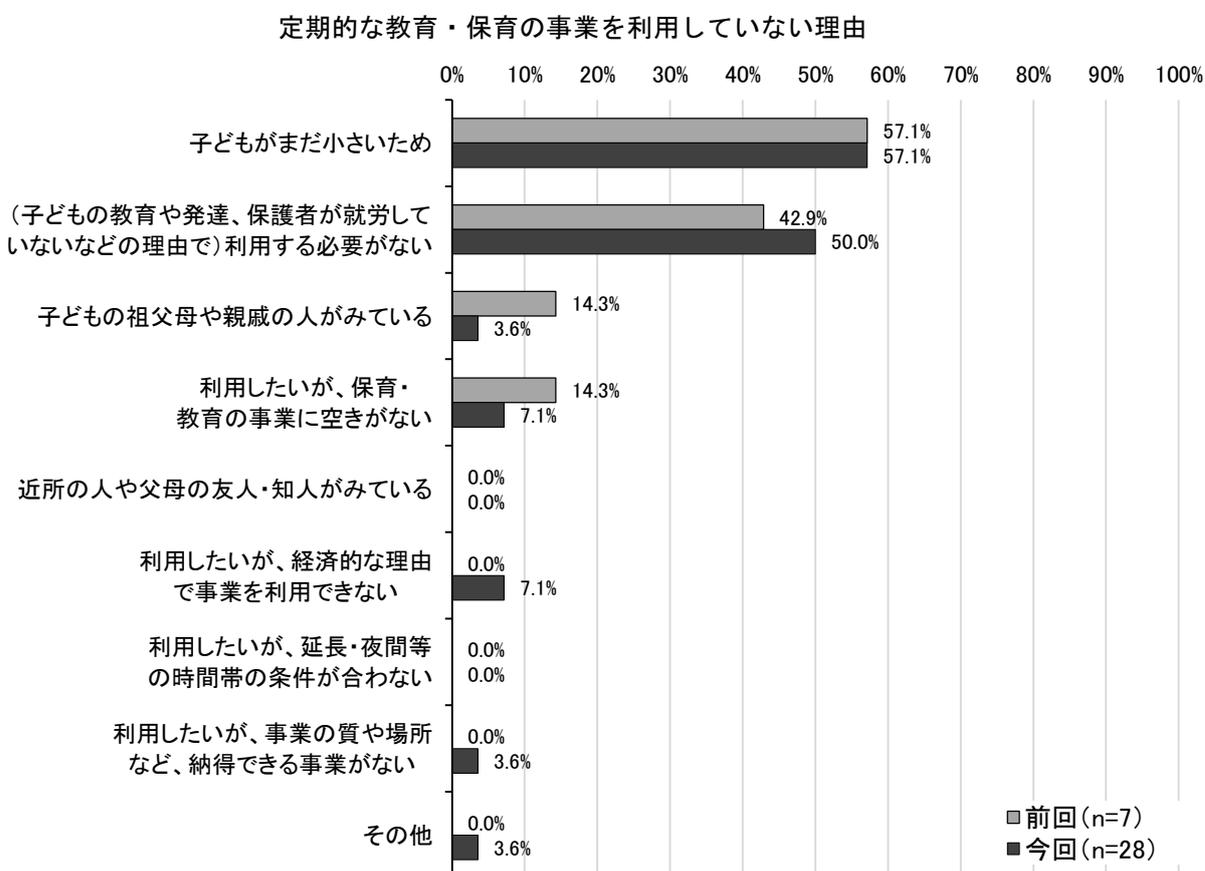
前回調査（平成25年）と比べると、「利用している」が5.4%下がっています。



### ⑧ 定期的な教育・保育の事業を利用していない理由

定期的な教育・保育の事業を利用していないと回答した方の利用していない理由については、「子どもがまだ小さいため」が57.1%と最も高く、次いで「(子どもの教育や発達、保護者が就労していないなどの理由で) 利用する必要がない」の50.0%となっています。

前回調査（平成25年）では、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」が0%でしたが、今回調査では7.1%に上がっています。

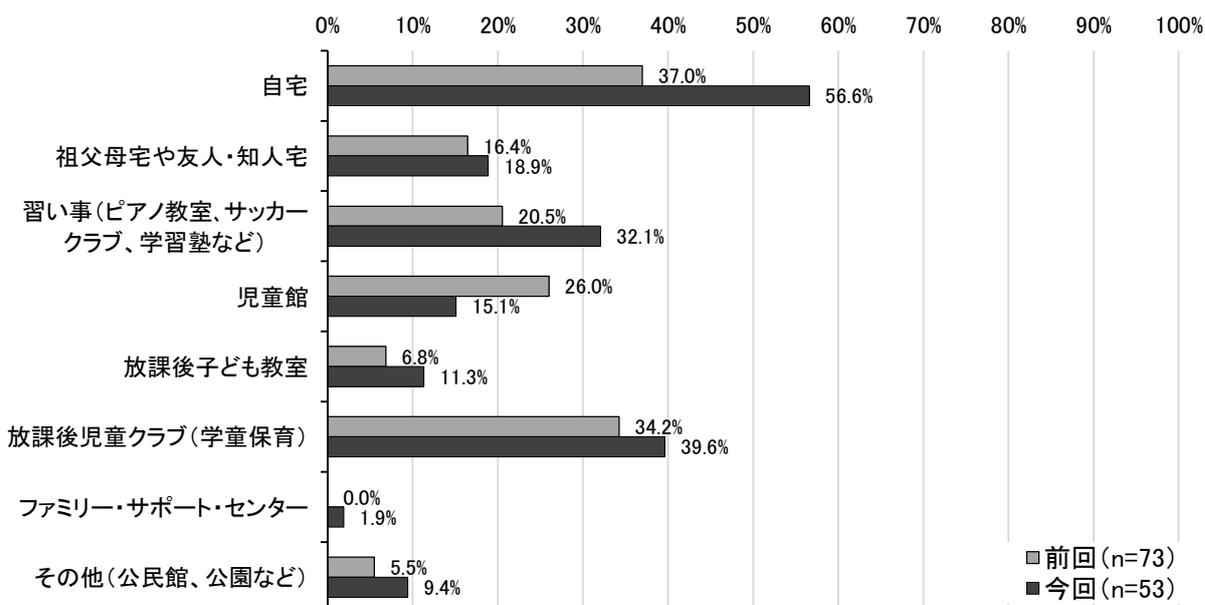


### ⑨ 小学校入学後に希望する放課後の居場所（5歳以上の就学前児童）

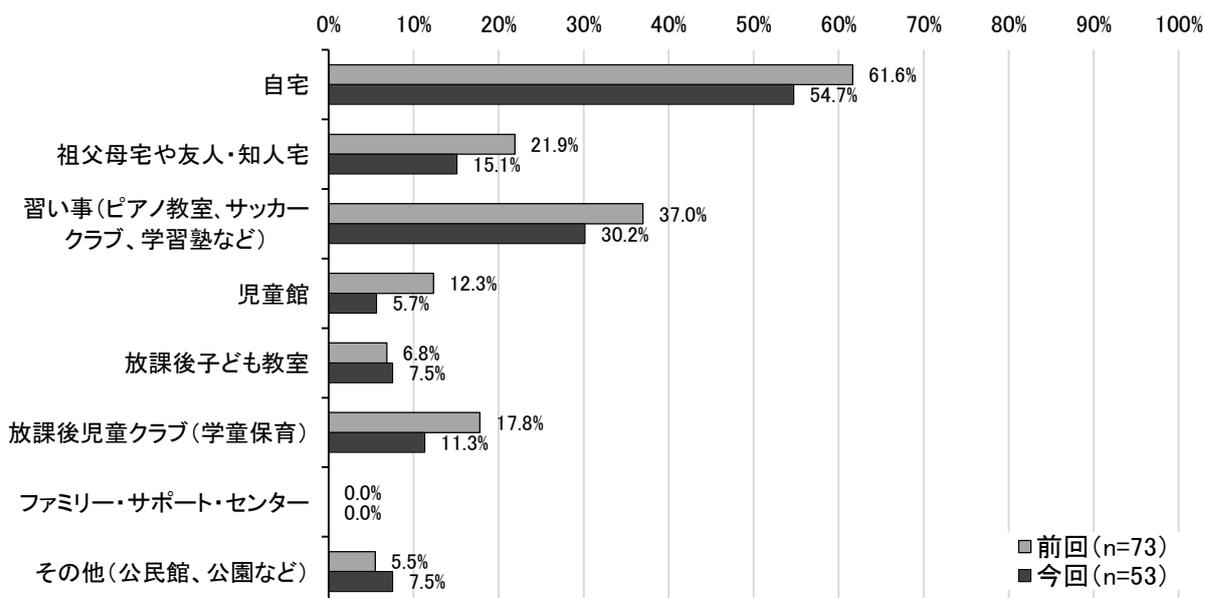
小学校入学後、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、1～3年生の低学年時には、「自宅」の割合が56.6%と最も高く、前回調査（平成25年）と比べると19.6%上がっています。

4～6年生の高学年時も、「自宅」の割合が54.7%と最も高くなっていますが、前回調査（平成25年）と比べると6.9%下がっています。

小学校入学後に希望する放課後の居場所（低学年時）



小学校入学後に希望する放課後の居場所（高学年時）



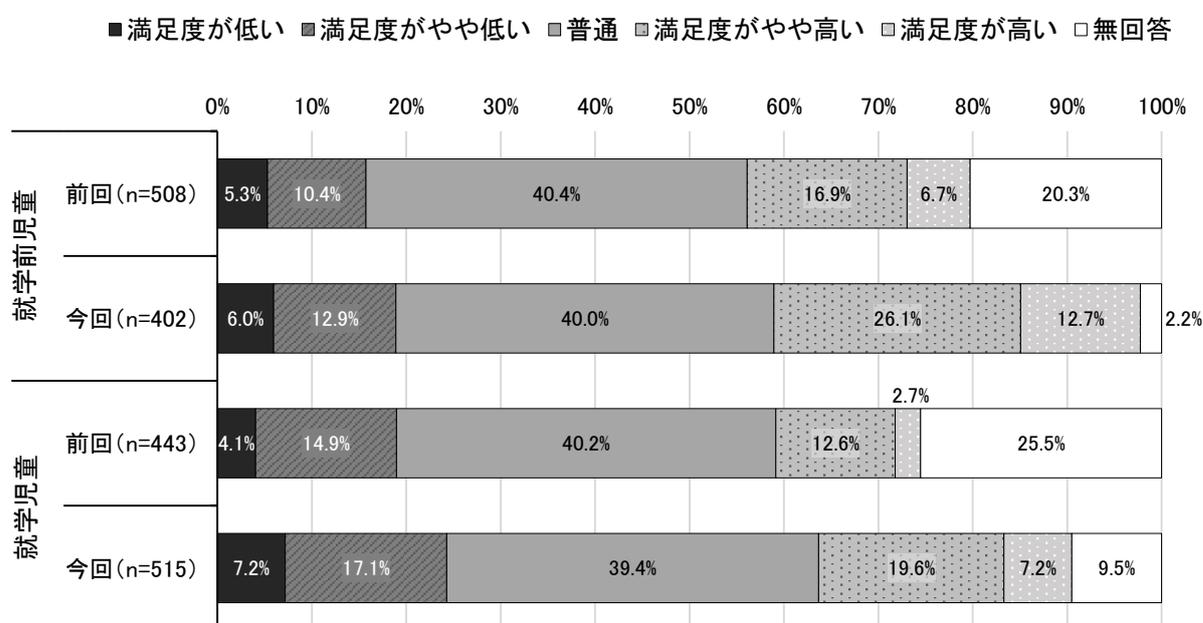
### ⑩ 地域における子育て環境や支援への満足度

地域における子育て環境や支援への満足度については、「満足度が低い」と「満足度がやや低い」を合わせた割合は就学前児童が 18.9%、就学児童が 24.3%、「満足度が高い」と「満足度がやや高い」を合わせた割合は就学前児童が 38.8%、就学児童が 26.8%となっています。

就学前児童を前回調査（平成 25 年）と比べると、「満足度が低い」と「満足度がやや低い」を合わせた割合は 3.2%上がり、「満足度が高い」と「満足度がやや高い」を合わせた割合は 15.2%上がっています。

就学児童を前回調査（平成 25 年）と比べると、「満足度が低い」と「満足度がやや低い」を合わせた割合は 5.3%上がり、「満足度が高い」と「満足度がやや高い」を合わせた割合は 11.5%上がっています。

地域における子育て環境や支援への満足度



### 3 第1期 国富町子ども・子育て支援事業計画の評価

#### (1) 子ども・子育て支援事業計画

##### ① 教育・保育の量の見込み・確保方策・実績値

##### ア 1号認定の量の見込み・実績値

##### 1号認定の量の見込み・実績値

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
量の見込み(第1期)	85人	80人	77人	76人	76人
実績値	—人	40人	49人	57人	64人

※実績値は4月1日時点(広域入所を含む)

##### イ 2号認定の量の見込み・実績値

##### 2号認定の量の見込み・実績値

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
量の見込み(第1期)	344人	326人	311人	305人	307人
実績値	386人	373人	354人	340人	346人

※実績値は4月1日時点(広域入所を含む)

##### ウ 3号認定(1-2歳児)の量の見込み・実績値

##### 3号認定(1-2歳児)の量の見込み・実績値

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
量の見込み(第1期)	222人	225人	222人	218人	215人
実績値	198人	213人	209人	199人	196人

※実績値は4月1日時点(広域入所を含む)

##### エ 3号認定(0歳児)の量の見込み・実績値

##### 3号認定(0歳児)の量の見込み・実績値

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	
量の見込み(第1期)	104人	102人	101人	99人	97人	
実績値	4月1日	38人	33人	29人	33人	31人
	3月1日	94人	92人	83人	91人	—人

※実績値は年度当初4月1日・年度末3月1日時点(広域入所を含む)

## ② 地域子ども・子育て支援事業

### ア 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

量の見込み・実績値

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
量の見込み(第1期)	検討	検討	検討	検討	検討
実績値	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

### イ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込み・実績値

(月の延べ人数)

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
量の見込み(第1期)	298 人日	300 人日	295 人日	290 人日	286 人日
実績値	211 人日	178 人日	212 人日	189 人日	— 人
	1 箇所				

### ウ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込み・実績値

(年間の実人数)

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
量の見込み(第1期)	200 人	200 人	200 人	195 人	195 人
実績値	178 人	160 人	147 人	136 人	— 人

### エ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込み・実績値

(年間の実人数)

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	
量の見込み(第1期)	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人	
実績値	対象人数	115 人	100 人	116 人	112 人	— 人
	訪問実績	113 人	98 人	114 人	110 人	— 人

オ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

量の見込み・実績値 (年間の実人数)

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
量の見込み(第1期)	60 人	60 人	60 人	60 人	60 人
実績値	42 人	48 人	49 人	50 人	一人

カ 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

量の見込み・実績値 (年間の延べ人数)

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
量の見込み(第1期)	758 人日	738 人日	714 人日	701 人日	698 人日
実績値	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

キ ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込み・実績値

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
量の見込み(第1期)	検討	検討	検討	検討	検討
実績値 (就学児のみ)	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

ク 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

量の見込み・実績値 (年間の延べ人数)

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
量の 見込み	在園児対応型	15,785 人日	14,954 人日	14,262 人日	13,984 人日	14,088 人日
	在園児対応型以外	5,777 人日	5,624 人日	5,443 人日	5,345 人日	5,324 人日
実績	在園児対応型	未実施	2,624 人日	2,713 人日	5,821 人日	一人日
	在園児対応型以外	33 人日	81 人日	87 人日	未実施	未実施

※在園児対応型以外は、国の事業ではなく、自主事業にて実施しています。

ケ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の開所時間以外の時間において、認定こども園、保育所において保育を実施します。

量の見込み・実績値

(年間の実人数)

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
量の見込み(第1期)	139 人	136 人	131 人	129 人	128 人
実績値	382 人	356 人	285 人	285 人	一人

コ 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

量の見込み・実績値

(年間の延べ人数)

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
量の見込み(第1期)	1,035 人日	1,008 人日	975 人日	958 人日	954 人日
実績値	152 人日	192 人日	147 人日	110 人日	一人日

サ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し児童の健全な育成を図る事業です。

量の見込み・実績値

(年間の実人数)

区分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
量の見込み(第1期)	低学年	190 人	191 人	183 人	176 人	167 人
	高学年	90 人	90 人	90 人	93 人	94 人
	合 計	280 人	281 人	273 人	269 人	261 人
実績値(申請者数)	低学年	128 人	110 人	124 人	124 人	一人
	高学年	15 人	16 人	19 人	22 人	一人
	合 計	143 人	126 人	143 人	146 人	一人

シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

量の見込み・実績値

(年間の実人数)

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
量の見込み(第1期)	検討	検討	検討	検討	検討
実績値	2人	1人	2人	2人	1人

ス 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

量の見込み・実績値

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
量の見込み(第1期)	検討	検討	検討	検討	検討
実績値	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

## 4 第2期計画に向けた課題

### (1) 統計資料からみた国富町の現状

#### ① 児童人口

就学前児童人口は、平成26年の854人から年々減少し、平成31年には757人となっています。

就学児童人口も、平成26年の1,001人から年々減少し、平成31年には957人となっています。

#### ② 世帯の状況

平成27年の、6歳未満の世帯員がいるひとり親世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)の割合は10.1%、12歳未満の世帯員がいるひとり親世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)の割合は15.7%となっており、県平均及び全国平均を上回っています。ひとり親世帯に対する支援が必要と考えられます。

平成27年の、末子の年齢別共働き夫婦の割合は、0歳は53.3%、1～2歳は73.7%、3歳以上は8割を超えており、教育・保育の受け皿や放課後の子どもの居場所の需要が今後も高まると考えられます。

#### ③ 就労の状況

平成27年の女性就業者の産業分類別年齢構成をみると、子育て世代の多くが「医療・福祉」、「卸売業・小売業」に従事しています。

また、平成27年の女性全体の労働力率をみると、「30～34歳」の年齢層で、その前後の年齢層よりやや下がり、M字カーブを描いています。出産・育児・子育て等の要因によるものと考えられます。

#### ④ 母子保健の状況

乳児健康診査受診率は、県平均より高い割合で推移しており、平成29年の受診率は98.2%となっています。1歳6か月児健康診査受診率は県平均より低い割合で推移しており、平成29年の受診率は88.3%、同じく3歳児健康診査も県平均より低く86.6%となっています。今後も受診率の向上を図るとともに、未受診者の継続的な追跡が必要と考えられます。

幼児のむし歯有病者率は、1歳6か月児については県平均より低い割合で推移していますが、3歳児については県平均より高い割合での推移となっています。

## (2) ニーズ調査結果からみる国富町の現状

### ① 子育て環境

配偶者の有無について、ひとり親世帯（配偶者はいない）と回答した割合は、就学前児童が10.7%、就学児童が16.7%となっており、前回調査よりやや低い割合となっています。

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無について、「いずれもない」と回答した割合は、就学前児童が6.7%、就学児童が5.0%となっており、就学前児童については前回調査より高く、就学児童については前回調査よりやや低くなっています。

子育てや教育をする上での気軽に相談できる人や場所の有無について、「いない/ない」と回答した割合は、就学前児童が2.0%、就学児童が3.9%となっており、前回調査よりやや低い割合となっています。

今後も引き続き、ひとり親世帯や子育ての孤立化に対する支援が必要と考えられます。

### ② 就労状況

母親の就労状況について、産休・育休・介護休業中も含め就労している割合は、就学前児童が86.8%、就学児童が90.6%で、就学前児童は前回調査よりやや低く、就学児童は前回調査を上回っています。就学児童については、特にフルタイムでの就労割合が高くなっています。

育児休業の取得状況について、母親の取得率は48.0%と前回調査を上回ったものの、父親の取得率はほとんど進展がみられません。

### ③ 教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況について、「利用している」と回答した割合は、92.8%となっており、前回調査を下回っています。

定期的な教育・保育事業を利用していない理由について「子どもがまだ小さいため」、「利用する必要がない」など自らの意思で教育・保育事業を利用していない保護者がいる一方、「利用したいが保育・教育の事業に空きがない」、「利用したいが経済的な理由で事業を利用できない」など、保護者の意向以外による理由によって教育・保育事業を利用できない保護者も一定数います。

小学校入学後に希望する放課後の子どもの居場所は、低学年では「自宅」が56.6%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」の39.6%、高学年では「自宅」が54.7%と最も高く、次いで「習い事」の30.2%となっています。

今後も引き続き、教育・保育の受け皿の確保や放課後の子どもの居場所の確保が必要と考えられます。

### (3) 第1期子ども・子育て支援事業計画評価

#### ① 教育・保育の量の見込み

1号認定の量の見込みと実績値の推移をみると、量の見込みでは1号認定は減少する見込みとなっていました。実績値では増加する傾向にあります。

2号認定の量の見込み・実績値の推移をみると、実績値が量の見込みを上回っているものの、児童数の減少や1号認定の増加に伴い、実績値も減少しています。

3号認定(1-2歳児、0歳児)には、量の見込みと実績値に大きな乖離はみられません。

#### ② 地域子ども子育て支援事業(13事業)

地域子ども・子育て支援事業では、「一時預かり事業」において、量の見込みと実績値に大きな乖離がみられ、在園児対応型以外の預かり事業は、平成30年度からは、各園による自主事業の方で実施しています。

「放課後児童健全育成事業」の量の見込みと実績値の推移をみると、高学年では、放課後の子どもの居場所として、塾やスポーツクラブ等も考えられ、量の見込みと実績値に大きな乖離がみられます。

### 第3章 計画の基本理念・基本目標

---



## 1 基本理念

### 安心して子育てができる社会づくり

本町では、「第1期国富町子ども・子育て支援事業計画」において、本町に家庭を構え安全・安心して暮らし生活していくことに、喜びと誇りが持てるような環境の整備と、地域全体で支えるネットワークの構築を目指し、地域ぐるみで一体となったひとづくり・まちづくりを掲げ推進してきました。

本計画においても、この考え方の下に、これまでの子育て支援を着実に推進するために、「第1期国富町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承します。



#### 【 基本方針 】

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければなりません。

父母その他の保護者など、子どもを養育している者に必要な支援を行い、全ての子どもが健やかに伸びやかに育つことで、子育ての喜びを感じることは、次代の親の育成という視点からも大変重要な要素であり、将来の国富町にとっても必要不可欠です。

安全・安心が担保され、「子どもの最善の利益」を享受できる社会の実現を目指し、特定教育・保育サービスはもとより、各主体による多様な地域子育て支援サービスの提供を推進します。また、子どもたちが様々な人と出会い、ふれあうことを大切にし、社会全体で子どもと親の育ちを支え、安心して出産・子育てができるまちづくりを進めます。

## 2 計画の方向性

本計画の着実な推進に向けて、基本理念の下、「第1期国富町子ども・子育て支援事業計画」の方向性を一部修正し、以下のように定めます。

- ◆ 子どもの権利を尊重し、親子が健康で安心して子育てできる、地域社会づくりを推進します。
- ◆ 子どもの最善の利益のため、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校及び地域や企業と連携し、子育てサービスの充実や社会全体で支え合えるネットワークづくりを推進します。
- ◆ 子どもを産み育てる親のために、子育てに喜びを感じ、男女が共に働きやすく子育てしやすい環境づくりを推し進め、仕事と子育ての両立を目指します。
- ◆ 結婚により新たな家庭を築き、子どもを産み育て、明るい家族を築けるために多様な行政サービスの充実に取り組んでいきます。

◎『安心して子育てができる社会づくり』の実現を目指すために、6つの基本目標を掲げ第2期国富町子ども・子育て支援事業計画を推進する中で、国連サミットで採択された持続可能な開発目標であるSDGs（エス・ディー・ジーズ）に連携する分野は下記の目標となります。



### 3 基本的な視点

子ども・子育て支援新制度の基本理念は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに相互に協力し、一人一人の子どもが健やかに成長することのできる社会の実現に寄与することを目的としています。

本町では、国の基本的な視点を踏まえ、このような子ども・子育て支援新制度の基本理念に基づき、5つの視点を掲げて推進していきます。

#### (1) 母子が健康に暮らせる視点

妊娠や出産における不安や悩みを軽減し、出産後も親子が健康でのびのびと育児を楽しみ、子どもに愛情が注げるよう、地域で支え合えるような環境づくりをめざしていきます。

本町では安心な妊娠・出産を支援するために、妊娠や出産に関する正しい知識の提供や、経済的なリスクを軽減させるため妊婦健診の助成等の支援を行っていきます。

また、子どもや母親の健康への支援として、乳幼児健診・予防接種事業を充実し、子育てに対する不安が軽減できるよう相談事業を実施するとともに、ことばや発達の問題の早期発見・早期支援に努めていきます。

今後も育児相談や訪問事業について、より一層の周知啓発を進めていくとともに、多様な相談内容に対応していくため、保健師などの質の向上を図り、民生委員・児童委員との協力を継続していくことが必要です。

#### (2) すべての子育て家庭を支援する視点

子育て相談の充実や地域における子育て支援活動を推進するなど、子育てネットワークの“輪”を広げることにより、親子が安心して共に育つことができるような、地域の子育てを見守り応援する仕組みづくりが大切です。

保護者が子育てに対する不安やストレスの軽減に繋がるよう精神的な支援をしてきました。さらに、地域における子育て支援サービスの充実を図るため、平成23年度に児童館を新たに1か所開設し4か所にするなど、より多くの子育て家庭が利用しやすいよう充実を図ってきました。

子育てにおいては、地域の中で保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携して地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要であり、PTA活動や保護者会活動を始め、家庭、地域、施設等と子どもの生活の場を連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育むことが重要です。子ども・子育て支援は、広く社会全体で取り組むべき課題であるという意識の醸成とともに、家庭、地域社会、企業、行政がそれぞれの役割のもとで協働し、子ども・子育て支援を勧めるための仕組みづくりを推進します。

### **(3) 親と子の学びと育ちを促す視点**

子どもの権利を尊重するためには、地域社会に暮らす人々が互いにふれあい、そして地域社会を形成するとともに、学び合える機会の創出と、子どもたちが親や地域の人たちと共に学び育つことができる環境づくりが重要です。これからは子どもの基本的な人権や成長に必要な権利についての啓発に努め、子どもの意見を施策に反映するための方策の検討が必要です。

また、社会的に問題となっている学校等でのいじめに対して、早期発見・早期解決を図るため、相談員やスクールカウンセラー等による相談体制の充実も大切です。

さらに、青少年の地域へのかかわりが希薄化していることから、地域社会に参画する機会を提供するとともに、世代を超えた交流ができ、親と子がふれあえる場が求められています。今後も、子どもの豊かな心と健やかな身体の育成に努めるとともに、子どもが地域で学び育つことができるよう、地域と協力して様々な事業を展開に努めます。

### **(4) 子育てと社会参加の両立ができる視点**

人々の働き方も多様化したことでさまざまなニーズが増え、また女性の社会進出が進むとともに、共働き世帯や核家族、ひとり親家庭の増加など、家族の形態も急速に変化しています。経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き世帯は増加し続けているとともに、非正規雇用割合も高まっています。子育てに専念して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからずいることなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

本町では子育てと社会参加の両立ができるよう働きやすい環境づくりを目指し、延長保育や一時保育、小学校の放課後対策等、保育サービスの充実にも努めてきました。

さらに、現在では親の働き方が多様化し、両親がともに就労していく家庭も多くなっており、子育てを両親が協力して行っていくことに加え、これからは男性がより積極的に子育てに参加できるよう、父親向け子育て講座等の充実が必要となります。

### **(5) 少子化問題に係る切れ目のない支援の視点**

近年、働く女性の出産・育児に対する社会基盤の遅れや、非婚・晩婚化、未婚率上昇といった社会現象などのほか、子育てに対する経済的負担や精神的・肉体的負担なども原因により、出生率が低下し少子化が進む傾向であり、少子化対策として多様な福祉・保健サービスの充実が求められています。

今後、地域における子育て支援の充実、出産・育児に対する職場での理解や支援、多様な保育サービスによる子育てのしやすい環境づくり、社会みんなで子育てを担うという地域づくりが必要です。

このことから、本町全体で子育てを応援する気運の醸成を図ることを目的とし、結婚、妊娠・出産、子育てを推進するために、正しい情報を広く周知・提供することが大切となります。

## 4 基本目標

本計画が掲げる方向性の下、「第1期国富町子ども・子育て支援事業計画」に定めた基本目標を一部修正し、具体的な行動目標の指針となる本計画の基本目標を以下のとおり定めます。

### (1) 地域における子育ての支援

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

具体的には、子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組みます。

#### 【 主要施策 】

- ① 保育サービスの充実
- ② 地域における子育てサービスの充実
- ③ 子育て支援のネットワークづくり

### (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

母親が安心して子どもを産み、またすべての子どもが健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。

また、思春期保健対策や母性、父性の育成を推進し、次代の親づくりとなる基盤の構築に取り組みます。

#### 【 主要施策 】

- ① 子どもや母親の健康の確保
- ② 「食育」の推進
- ③ 思春期保健対策の充実
- ④ 小児医療の充実

### (3) 子育て家庭を支援する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、家庭及び地域が相互に連携し、社会全体で育てていくことが大切です。

そのためには、まず、子どもを産み育てる親の子育てに対する知識の習得等や不安を解消させるための支援を推進します。

#### 【 主要施策 】

- ① 次代の親の育成

#### (4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心してのびのびと活動ができる都市空間を整備します。

更に安全・安心に外出することができる道路交通環境の整備を推進し、子育ての実態に配慮し、これを支援する総合的なまちづくりに取り組みます。

##### 【 主要施策 】

- ① 安全・安心な生活環境の整備
- ② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

#### (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等

男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが重要であり、働き方の見直しを大幅に進めるとともに、家庭、地域社会における男女共同参画を進め、男女が共に職業生活と家庭生活、地域生活等を両立することができる基盤整備に取り組みます。

##### 【 主要施策 】

- ① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

#### (6) きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

児童虐待、いじめや不登校、障がいや生活困窮など、様々な理由によりきめ細かな対応が必要な子どもと親に対し、関係機関が一体となって支援することが大切です。

##### 【 主要施策 】

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ③ 障がい児対策の充実
- ④ 子どもの居場所づくり支援

## 第4章 施策の展開

---



## 基本目標 1 地域における子育ての支援

子どもを安心して育てるためには、地域において子育てを支援することが必要です。近年、共働き世帯の増加や保護者の就労形態の多様化により、子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、子育てに関する支援のニーズは増加しています。

このニーズに対応するため、地域の実情や保育サービス利用者の視点を勘案し、既存の保育サービスの事業内容の見直しや、新たなサービスの実施に努めます。

また、核家族化などによる交流の希薄化により、育児の不安やストレスが解消できないなど子育て家庭の孤立・孤独感が社会問題となっています。

このため、子育てに関する情報提供・相談の場や、子育て家庭同士の交流の場を提供するなど、地域の実情に応じた子育て支援の展開に努めるとともに、保育所、幼稚園及び認定こども園を核とした支援体制の充実を図り、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

### (1) 保育サービスの充実

新制度では、多様化する保護者の教育・保育や子育て支援のニーズを踏まえ、保護者の就労状況等に関わらず全ての子ども・子育て家庭に質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を総合的に提供することが求められています。

さらに、保育所、幼稚園及び認定こども園から小学校生活にうまく適応できるよう、円滑な接続を図っていく必要があります。

また、これらの取り組みが着実に実施できるよう、保育士及び幼稚園教諭（以下、保育士等）の確保及び資質向上等による保育・教育の質の維持・向上が望まれています。

### 【施策の展開】

施策	幼児教育・保育環境の向上
施策内容	幼児教育・保育を充実させるため、集団規模の確保と就労家庭への子育て支援として、認定こども園の整備を推進してきました。 今後も多様なニーズに対応する保育サービスの提供と質の向上を目指します。
担当課	福祉課

## (2) 地域における子育てサービスの充実

すべての子育て家庭への支援を行うという観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図っていきます。

### 【施策の展開】

<b>施策</b>	<b>一時預かり</b>
施策内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・保育所等で一時的に預かる事業です。新制度の施行に伴い事業の普及を図るため、一般型、幼稚園型の導入を図ってきました。 今後も保護者の求職活動やリフレッシュ等の支援として、一時預かりの実施に努めます。
担当課	福祉課
<b>施策</b>	<b>休日保育・夜間保育</b>
施策内容	日曜・祝日の保護者の勤務などによる保育ニーズへの対応を推進する事業です。要望によってはニーズ把握に努めるとともに、現時点ではファミリー・サポート・センターでの対応を検討します。
担当課	福祉課
<b>施策</b>	<b>延長保育事業</b>
施策内容	保育所の通常の開所時間以外の保育ニーズへの対応を図る事業です。保護者の就労と子育ての両立支援のため、今後も事業を継続していきます。
担当課	福祉課
<b>施策</b>	<b>病児・病後児保育事業</b>
施策内容	疾病回復期にある乳幼児から小学3年生までを対象とし、保護者の労働その他の理由により家庭での保育に支障のある場合、一時的に保育を行う事業です。 今後も、安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう本事業の維持・確保に努めます。
担当課	福祉課
<b>施策</b>	<b>放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</b>
施策内容	就労などの理由により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、遊びや生活の場を与えることによって健全育成を図る事業です。 今後も、放課後の子どもの居場所作りの一環として、本事業の実施に努めます。
担当課	福祉課

<b>施 策</b>	<b>短期入所生活援助事業（児童養護施設等でのショートステイ事業）</b>
施策内容	保護者の疾病や、その他の理由により家庭における児童の養育が困難となった場合などに、児童養護施設などで一時的に養育・保護を行う事業です。 要望によってはニーズ等の把握に努めるとともに、現時点では、ファミリー・サポート・センター事業による対応を検討します。
担 当 課	福祉課
<b>施 策</b>	<b>ファミリー・サポート・センター事業</b>
施策内容	地域住民同士の育児に関する互助援助活動で、サービス提供者・利用者ともに登録する会員組織によって運営される事業です。 今年度より、本事業を広域連携により実施しており、今後は、多様なサービスが提供できるよう、利用会員・サポート会員の確保に努めます。
担 当 課	福祉課
<b>施 策</b>	<b>子育て支援センター</b>
施策内容	地域で子育てを支援する基盤の核として、子育て相談などの地域支援を行う事業です。 今後もニーズ把握に努め、引き続き事業を推進していきます。
担 当 課	福祉課
<b>施 策</b>	<b>つどいのひろば事業（子育て支援ひろば）</b>
施策内容	少子化や核家族化の進行、共働き世帯の増加など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題が生じています。 今後もニーズ把握に努め、引き続き子育て中の親子の交流、相談・援助、情報提供等を行っています。
担 当 課	福祉課

### （３）子育て支援のネットワークづくり

子育て支援のニーズが多様化する中で、子育て家庭が抱える不安や負担も様々であり、子どもや子育て家庭の状況に応じた、きめ細かな支援策が求められています。

このため、地域全体で子育て支援を支えることができるよう、子育て支援のネットワークの維持や充実を図ります。

#### 【施策の展開】

<b>施 策</b>	<b>子育て支援サービスのネットワーク形成</b>
施策内容	子育て支援に関わる関係機関や団体のより一層の連携強化により、各種サービスの充実を図ってきました。 今後もニーズ把握に努め、推進していきます。
担 当 課	福祉課

## 基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

次代を担う子どもたちが、病気や事故なく健やかに生まれ育つことや、母親が安心して子どもを産み、育てることができるよう、心身の健康を確保すべく、母子保健の充実に努めます。

本町では、次世代育成支援行動計画に基づき、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、両親学級や新生児訪問、乳幼児健診等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実に努めてきました。

今後も、次世代育成支援行動計画に基づき、地域における食育、妊娠・育児支援体制等を確立する観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策の充実と施策推進を図ります。

また、思春期におけるネット犯罪、性行動、喫煙、飲酒、薬物乱用の低年齢化など、将来を担う子どもたちの心身共に健やかな成長への影響が懸念されています。

このため、学校や社会が一体となった健全育成事業の推進に努めます。

### (1) 子どもや母親の健康の確保

すべての子どもが健やかに生まれ、育てられるためには、両親、特に母親の健康状態と密接な関係にあることから、母性の保護と心身の健康を保持・増進するとともに、母親の不安を軽減し、育児を楽しめるような環境整備が必要です。

妊産婦及び乳幼児の家庭における生活状況や心身の健康状態を把握し、順調に成育できるように指導・支援を推進します。

また、乳児一般健康診査や各年齢、成長段階、発達の状況や特性に合わせた健康診査により、疾病や障がいの早期発見、早期対応を図るとともに、健康診査の未受診者の把握に努めます。

#### 【施策の展開】

施策	妊婦健診、乳児健診の充実
施策内容	健診結果に基づいた保健指導を強化します。また、妊婦を対象とした歯科健診の受診率向上を目指します。 今後も事業を継続し、妊婦の歯科保健の充実に努めます。
担当課	保健介護課

施策	幼児健診の充実
施策内容	健診内容の充実と受診率の向上に努めます。また、育児相談等の体制強化について検討します。 今後も事業を継続し、さらに幼児の歯科保健の充実に努めます。
担当課	保健介護課

<b>施 策 出産準備教育の充実</b>	
施策内容	<p>沐浴学級や両親学級等、子育てに対する支援を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○沐浴学級</li> <li>○両親学級（パパママスクール）</li> </ul> <p>訪問を含めた保健指導を行うなど、内容の充実に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○母子健康手帳発行時の保健指導</li> </ul> <p>今後も事業を継続していきます。</p>
担当課	保健介護課

<b>施 策 新生児・乳児訪問・保健指導の充実</b>	
施策内容	<p>家庭訪問、電話相談、乳児相談による保健指導の充実・強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○乳児相談（にこにこサークル）</li> <li>○全戸訪問事業の実施</li> </ul> <p>今後も事業を継続していきます。全戸訪問事業の推進に努めます。</p>
担当課	保健介護課

<b>施 策 幼児訪問・保健指導の充実</b>	
施策内容	<p>保健師や看護師による保健指導を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○随時実施</li> </ul> <p>保育所・幼稚園・認定こども園・医療機関等との連携により、一貫した支援体制の整備に努めています。</p> <p>今後も事業を継続していきます。</p>
担当課	保健介護課

<b>施 策 予防接種の徹底</b>	
施策内容	<p>予防接種（定期・任意）についての情報提供や接種勧奨を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小児の肺炎球菌、ヒブ（インフルエンザ菌 b 型）、ジフテリア、百日咳、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、BCG、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス、水痘、流行性耳下腺炎、ロタウイルス、B 型肝炎の個別接種接種率の向上に努めます。</li> </ul>
担当課	保健介護課

## (2) 食育の推進

「食」は人が生きていく上で欠かすことのできない命の源であり、望ましい食習慣を定着させることは健康的な生活習慣を形成する基本となることから、家庭や地域社会と連携した食育の推進を、積極的に進めていく必要があります。

町内の保育所、幼稚園及び認定こども園や小学校と連携しながら、食に関する学習の機会や食事づくりなどの体験活動を進めることによって、栄養指導の実施、食を通じた豊かな人間性の形成・家族づくりによる心身の健全育成に努めます。

### 【施策の展開】

施 策	食に関する学習の機会や情報提供【妊娠期】
施策内容	多くの方に参加してもらうため、母子手帳発行時に事業のPRに努めます。 また、参加者のニーズを把握し、時代に即した教室の開催に努めます。 このほか、妊婦健診結果で貧血改善などの必要な方に対し、電話相談・訪問指導を行います。 ○両親学級での栄養指導の実施 今後も事業を継続していきます。
担当課	保健介護課
施 策	食に関する学習の機会や情報提供【乳児期】
施策内容	事業のPRに努め、参加者数の拡大に努めます。 ○乳児相談時、個別での授乳指導、栄養指導の実施 ○離乳食教室の実施 今後も事業を継続していきます。乳児訪問時にPRを行います。
担当課	保健介護課
施 策	食に関する学習の機会や情報提供【幼児期】
施策内容	各健診時に個別の栄養指導を実施し、必要に応じ、継続した指導が行えるよう体制づくりに努めます。
担当課	保健介護課
施 策	食に関する学習の機会や情報提供【学童期】
施策内容	小児生活習慣病予防や、正しい食生活習慣を身につけるために、子ども自身が正しい食生活が送れるよう学習の機会を増やし、健康についての理解を深められるよう努めます。 ○食生活改善推進員の協力による、ジュニア料理教室、おやこの食育教室の開催 今後も事業を継続していきます。
担当課	保健介護課

### (3) 思春期保健対策の充実

10代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題のケアに取り組む体制の充実を進めます。

#### 【施策の展開】

施策	性に関する正しい知識の普及〔性行為・性感染症〕
施策内容	学校やPTA、民生委員・児童委員等との連携を深め、地域全体で見守る体制づくりのため、学校からの要請による講義の実施を継続します。
担当課	教育総務課

施策	性に関する正しい知識の普及〔生命（性）の尊さ〕
施策内容	学校等との連携を深め、また、乳幼児とのふれあい等により、豊かな心の育成のため、学校からの要請による講義の実施を継続します。
担当課	教育総務課

施策	喫煙や薬物に関する教育の充実
施策内容	学校やPTA、民生委員・児童委員等との連携を深め、地域全体で見守る体制づくりに努めます。
担当課	教育総務課

施策	学童期や思春期における心の問題に対する相談体制の充実
施策内容	関係機関との連携を充実させ、悩みを持った子どもたちが気軽に相談できる支援体制づくりのため、スクールカウンセラー、教育相談員の配置など、今後も事業継続に努めます。
担当課	教育総務課



#### (4) 小児医療の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てる環境の基盤となる、小児医療体制の充実・確保に取り組むとともに、県や近隣の市町村及び関係機関との連携を図ります。

##### 【施策の展開】

施 策	小児医療の維持・確保〔小児科〕
施策内容	現在、小児科が1か所あります。 今後も町内の小児医療体制の維持・確保に努めていきます。
担 当 課	保健介護課

施 策	小児医療の充実〔夜間急病センター〕
施策内容	現在、広域連携による夜間急病センターを設置しています。 今後も医療施設等の体制を維持し、情報提供の充実に努めていきます。
担 当 課	保健介護課

施 策	小児医療の充実〔在宅当番による休日診療〕
施策内容	宮崎市郡医師会の協力のもとに在宅当番による休日診療実施しています。 今後も制度を継続し、情報提供の充実に努めていきます。
担 当 課	保健介護課

施 策	小児医療の充実〔小児救急医療施設の設置〕
施策内容	広域連携による小児救急医療施設を設置します。今後も医療体制を継続し、 医療施設等の情報提供を充実するように努めます。
担 当 課	保健介護課

施 策	医療費の無料化
施策内容	子ども医療費については、平成29年7月診療分から0歳児から中学校卒業 までの児童の入院・通院にかかる経費を完全無償化してきました。 今後も保護者の経済的負担軽減のため、制度の継続に努めます。
担 当 課	福祉課

## 基本目標 3 子育て家庭を支援する教育環境の整備

次代を担う子どもたちが豊かな人間性と社会性を兼ね備え、たくましく成長するためには、学校、家庭及び地域が相互に連携し、地域社会全体で育てていくことが重要と考えます。

このため、育児や子育てにおける家庭教育の支援、地域における子育て支援の充実を図るためには、その根幹となる子どもを生み育てる親に対する支援が不可欠な要素となります。

また、不安を抱えながら孤立し相談困難な家庭やその親子への支援も併せて求められています。

### (1) 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築いていくために、子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を進めるとともに、家庭を築き子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現できるような地域社会の環境整備を進めます。

#### 【施策の展開】

施策	家庭や地域の教育力の向上
施策内容	町内の保育園等や学校と連携を取り、子育て講演会や家庭教育学級を実施し、家庭や地域の教育力の向上に努めます。
担当課	社会教育課

施策	子育て支援センター等を活用した次代の親の育成
施策内容	核家族化等の進行で初めての子育てや町外からの転入により、身近に相談できる環境が整っていない若い世代の父母親の育児や子育ての悩みや同じ境遇の親同士の交流の場を設けるため、親子で一緒にふれあう場の提供や心配ごと相談・健康相談の行える施設の利活用を推進します。
担当課	福祉課



## 基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

健やかな子どもの成長のため、子育て家庭が安心して活動でき、ストレスを少しでも和らげる子育て可能な生活環境を整える必要があります。

近年、地域コミュニティが衰退し、本来あるべきコミュニケーションの希薄化が進んでいる要因は、核家族化の進行や新興住宅などが整備されたことにもあるといわれ、このことが子どもに関わる悲惨な事件の頻発原因のひとつともいわれています。

また、子どもを巻き込んだ事故や犯罪が増加しないためにも、地域ぐるみで子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進に努めます。

さらに、住環境、道路、公園、公共施設など、子育てを支援する環境整備に努めるとともに、子どもや子どもと同伴の親が安心して外出できるよう、多くの施設や交通機関におけるバリアフリー化などの整備に努めます。

### (1) 安全・安心な生活環境の整備

子育てを行う上で、安全かつ安心して日常生活を営めるよう、道路交通環境等の整備や公共施設・道路のバリアフリー化を進めます。

#### 【施策の展開】

施策	安全な道路交通環境の整備
施策内容	県道等の歩道未設置路線の解消や交差点改良、集落間を連絡する町道の拡幅や歩道の整備を行うとともに、ニーズに合わせた整備を推進します。 ○町道の拡幅及び歩道の設置 ○車道ラインの引きなおし ○側溝の蓋がけ ○県道、町道の歩道設置及び改良工事促進 ○街路灯の適切な維持管理と整備 ○沿道修景施設の維持管理と沿道遊休地の広場整備 ○老朽化した道路ストックの総点検、長寿命化等維持管理、更新の実施  今後も事業を継続していきます。
担当課	都市建設課

## (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

保育所、幼稚園及び認定こども園、学校、関係民間団体及び警察と連携強化を図り、総合的な交通事故防止策の推進に努めます。

また、子どもたちを巻き込んだ犯罪が増加していることから、地域ぐるみで子どもたちを犯罪等の被害から守るための活動の推進に努めます。

### 【施策の展開】

施 策	子どもの交通安全対策及び点検整備
施策内容	児童、保護者及び地域住民の参加による学校での体験型交通安全教室を、関係機関、各種団体と連携し、協力体制のもと実施します。 また、児童等の通学路及び未就学児の集団での移動経路における交通危険箇所へのガードレールやカーブミラー、区画線の設置については、関係課・機関と協働で危険箇所の適切な把握に努め、整備を推進します。
担 当 課	教育総務課・福祉課・総務課

施 策	非行及び犯罪被害の防止
施策内容	防犯意識の向上のため、地域ぐるみで取組を強化します。また、「子ども110番の家」設置について、個人や事業所にお願ひし、整備を推進します。 ○照明灯（防犯灯）の更新及び設置 ○子ども110番の事業所等の指定 町青少年育成町民会議による夜間街頭指導、あいさつ運動等を行い、組織の強化及び地域力による安心安全な街づくりの形成に努めます。また、通学路における青パトの巡回を行います。  今後も事業を継続していきます。
担 当 課	総務課・社会教育課



## 基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進等

現在の少子化の背景には、働き方をめぐるさまざまな課題があります。共働き世帯が増加しているにもかかわらず、働き方の選択肢が十分に整っていないことで、女性にとって未だに就労と出産・子育てが二者択一となっている状況が存在しています。

男女がともに子育てを担い、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を子育て家庭・事業所・地域全体で推進します。

### （1）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

夫婦共働き世帯の増加や、子育て世代の長時間労働の傾向が続く中、男女がともに働きやすく子育てしやすい環境づくりを進めることが求められています。育児・介護休業制度はあるものの、実際に育児休業を取得する父親は少ないのが現状です。

企業にとっては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が企業の成長や業績に及ぼす成果を感じにくいいため、取り組みへの動機づけが難しい状況にあります。

#### 【施策の展開】

施策	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
施策内容	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和を目指すため、事業所に対し育児休業の推進や従業員の余暇時間の創出などの普及啓発に努めます。 また、宮崎県と連携して、県が募集している「仕事と生活の両立応援宣言」の企業・事業所について、町内事業所に周知を行い「仕事以外の生活」と「仕事」とのバランスを図り、多様な生き方が選択・実現できる社会を目指します。
担 当 課	企画政策課

施策	男性の育児参加の促進
施策内容	働く女性の増加や核家族化などから子育て中の母親が孤立化する傾向にあり、子育て中の家庭における父親の役割が大きく期待されています。 近頃では、イクメンなどの言葉が広がり、父親の育児への意識が高まりつつあり、母親、父親が子育てに対して、それぞれ責任を持ち、家庭においてともに子育てをすることを目指した啓発に努めます。
担 当 課	企画政策課

## 基本目標 6 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

様々な事情によりきめ細かな支援が必要な子どもに対して、地域や行政を含むすべての関係機関が連携して手を差し伸べ、支えることが大切です。

いじめや不登校、児童虐待、生活困窮など、子どもをめぐる深刻な社会問題に対しても適切な対応が迅速にできる体制を整えていく必要があります。

ひとり親家庭に対しては、親が安心して子育てをしながら就労できるよう、適切な支援と相談体制の充実を図ります。

さらに、障がいにより、日常生活や社会活動で多くの制約を受けている子どもについてノーマライゼーションの理念の下、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりの構築に取り組みます。

### (1) 児童虐待防止対策の充実

子どもたちへの虐待は、夫婦関係の不和など家族関係上のストレス、失業や借金などの経済的問題、保護者や子どもの健康問題、近隣からの孤立など、多くの課題が複合的に作用して発生するため、家族の抱える問題について関係機関が連携した体制で課題解決に向けた取り組みを役割分担により支援していくことが大切です。

宮崎県の児童相談所における児童虐待相談件数の推移をみると、対応件数は年々増加し、平成 30 年度は 1,379 件となっており、前年度と比べると 243 件増加しています。

なお、本町においては、平成 30 年度が 54 件と前年度より 22 件の増となり、平成 30 年 3 月の東京都目黒区及び平成 31 年 1 月の千葉県野田市等で発生した児童虐待死事件が全国的に報道されたことにより町民の関心が高まり、関係機関や住民等からの通告が増加したことが主な要因と受け止めています。

### 【施策の展開】

施 策	要保護児童等の支援等
施策内容	<p>児童虐待等の早期発見や早期対応のために、要保護児童対策地域協議会の強化を図ります。</p> <p>要保護児童等の適切な保護や適切な支援を図るため、関係機関等と連携し情報共有、共通認識の下に支援の内容等について協議を行い迅速・的確な対応をしていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○代表者、実務者会議の開催</li><li>○ケース検討会議の開催（随時）</li></ul> <p>今後は、きめ細かな取組みを推進するうえで、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整等を担う子ども家庭総合支援拠点の整備を行い、適切な支援につなげることが重要となります。</p>
担 当 課	福祉課

施策	養育支援訪問事業
施策内容	<p>児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、子ども（0～18歳）に関するあらゆる相談支援（養育・しつけ・性格・非行・障がい・児童虐待等）を行う事業です。</p> <p>支援を必要とするケースは増加傾向にあり、相談内容も複雑化してきており、専門職や保健師のマンパワーの確保が課題となっています。</p> <p>今後は、子育て世代包括支援センターを中心とした相談窓口の明確化と個別ニーズに応じたきめ細かな支援を実施していきます。</p>
担 当 課	福祉課・保健介護課

## （２）ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭が増加している中で、子どもの健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開に加え、自立に向けた就業支援を効果的に行う必要があります。

また、ひとり親家庭の資格取得を支援するため、今後、職業能力向上のための訓練や求職活動の相談等について、公共職業安定所等と連携し、効果的に行う体制の充実に努めます。

### 【施策の展開】

施策	ひとり親家庭医療費助成事業
施策内容	<p>20歳未満の者を扶養している配偶者のいない父親又は母親と養育している18歳に達した日の属する年度の年度末までの児童の入院・通院にかかる医療費の助成を行います。</p> <p>今後も、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を目的として、本事業を実施していきます。</p>
担 当 課	福祉課

## （３）障がい児対策の充実

乳幼児の発達・発育に関して、病気や障がいがあっても安心して地域の中で暮らせるために、家族や地域の協力を得ながら、保健・医療・福祉等の関係機関と連携を図り、子育て支援に努めます。

### 【施策の展開】

施 策	障がい児福祉計画と連携した障がい児支援の推進
施策内容	<p>平成30年2月に策定した「国富町障がい児福祉計画(第1期)」に基づき、関係機関と連携を取りながら、障がい児及び障がいが見込まれる児童へのサービス提供が円滑に行われるよう対応します。</p>
担 当 課	福祉課

#### (4) 子どもの居場所づくり支援

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長する社会の実現を目指し、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。この大綱では、貧困の世代間連鎖の解消、子どもに視点を置いた切れ目ない施策の実施、実態を踏まえた対策を基本方針として、子どもの貧困の改善に向けた取り組みが求められています。

子どもの貧困対策の取り組みとして、生活困窮家庭を含むすべての子どもに対し、子どもの健全育成の観点から、食材の提供や子どもの居場所づくり(地域食堂)の充実を図ります。

#### 【施策の展開】

施策	子どもの居場所づくり(地域食堂)
施策内容	様々な支援を必要とする子どもを含めたすべての子どもに対して、食事の提供など地域での居場所をつくり、子どもの生活面を支援するため、関係団体等と連携し、子どもの居場所づくりに努めます。
担当課	福祉課(社会福祉協議会)



**第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み  
と確保方策、実施時期**

---



## 1 教育・保育提供区域の設定

### (1) 教育・保育提供区域の設定について

国の基本指針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしており、区域ごとに事業の量の見込み（需要量）を算出するとともに、確保方策（事業内容や供給量、実施時期）を示す必要があります。

#### 【国の区域設定における考え】

- ・地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ・小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実状に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- ・地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- ・教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

(2) 区域設定に際し、考え得るメリット・デメリット

区域の設定範囲	メリット		デメリット	
	利用者側	運営（行政等）側	利用者側	運営（行政等）側
<b>区域の設定範囲が狭い場合</b> 小学校区	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域内に施設・事業が整備され、自宅からの利用が容易となり、利便性が高まる。</li> <li>住み慣れた地域で幼保小等の一貫した利用ができる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>限られた地域内での教育・保育の利用が主になることから、子どもたち同士の繋がりも限られ、多様な交流の機会が確保されにくい。</li> <li>少子化が進行していくと、集団保育の実施が難しくなり、社会性が育まれなくなるなど集団保育の良さが享受できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域内に、多数の施設・事業を整備する必要が生じ、財政的な負担が大きくなる。また一時的な需要の増減に左右されやすく、施設運営も不安定になる。（⇒区域内の供給不足は当該区域内で整備することになり、隣接区域の供給に余裕があっても、当該区域で整備する必要が生じる。）</li> </ul>
中学校区				
町全域 <b>区域の設定範囲が広い場合</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>少子化傾向で推移していく中、安定的に集団保育を受ける（提供する）ことができる。</li> <li>集団保育により社会性が育まれたり、子どもたち同士が切磋琢磨するなど、子どもの成長にプラスの面が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時的な需要の増減に対して、広域で調整がしやすい。また、施設を集約することで、施設整備に係る財政的な負担を軽減できる。需給調整が町全体で柔軟に対応できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅から容易に移動できる距離に利用可能な施設や事業が無い可能性があり、送迎面等で負担が現状より大きくなる可能性がある。</li> </ul>	

※←---→ 対極にある内容

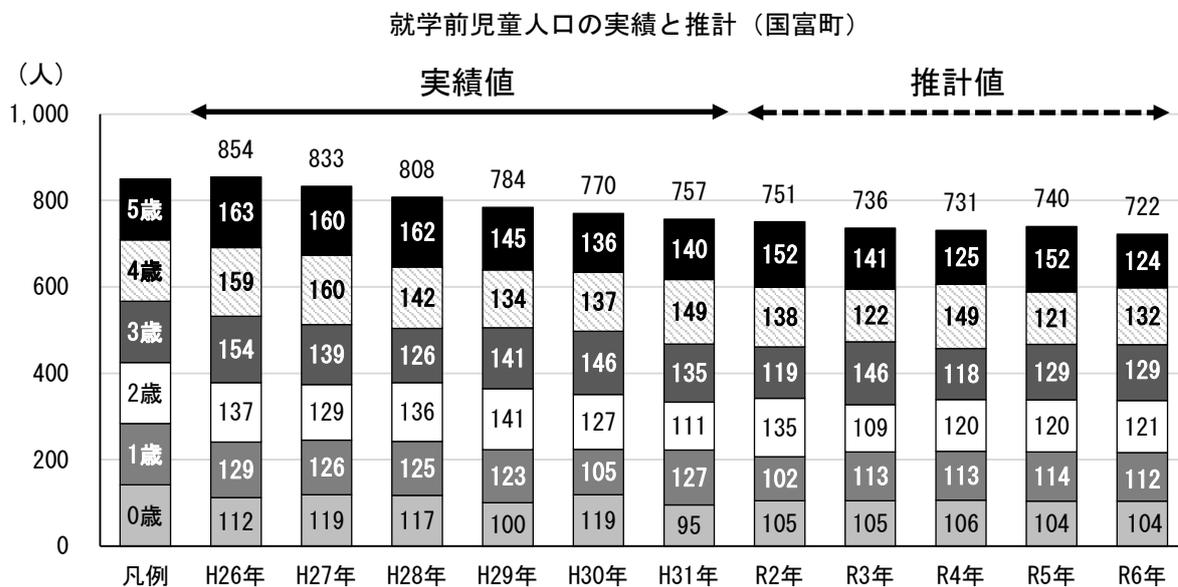
(3) 国富町における教育・保育提供区域の考え方

本町の人口規模や地域資源等を勘案すると、町全域を1つのサービス提供区域とすることが利用者及び運営（行政等）側にとって安定的な教育・保育環境の確保につながると考えられるため、本町においては教育・保育提供区域を町全域と設定します。

## 2 人口の見込み

### (1) 就学前児童人口(0～5歳)

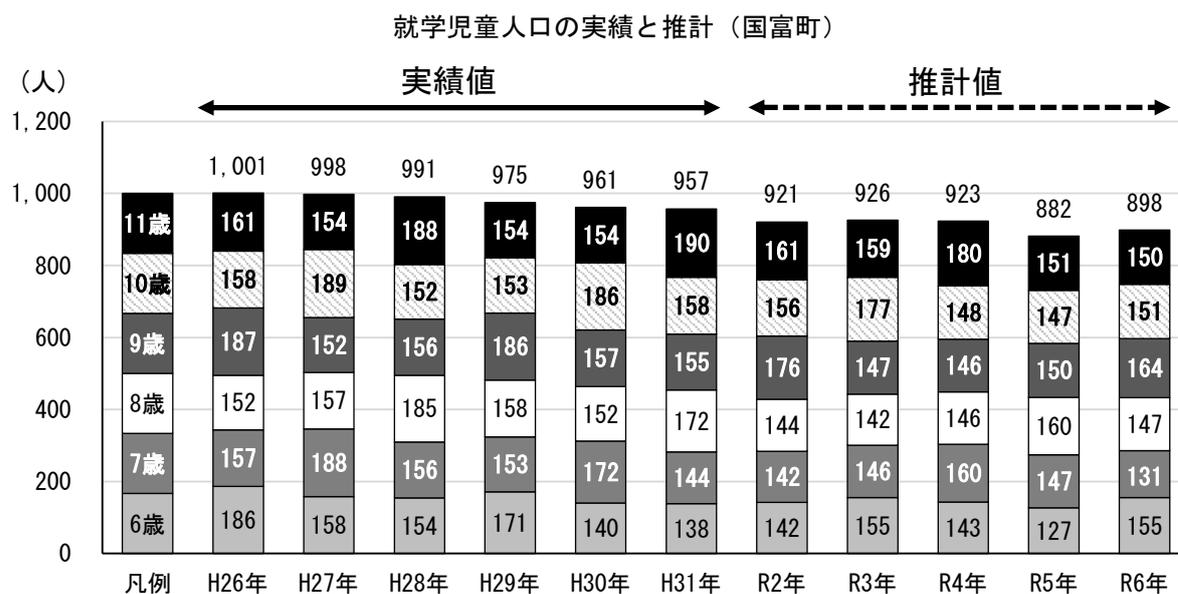
本町の就学前児童人口は、平成26年の854人から平成31年には757人と、97人減少しています。今後5年間の就学前児童の推計人口は、減少傾向で推移し、計画期間最終年の令和6年には722人になると予想されます。



※実績人口：国富町住民基本台帳（4月1日現在）

### (2) 就学児童人口(6～11歳)

本町の就学児童人口は、平成26年の1,001人から減少傾向で推移し、平成31年には957人と44人減少しています。今後5年間の就学児童の推計人口も減少傾向で推移し、計画期間最終年の令和6年には898人になると予想されます。



※実績人口：国富町住民基本台帳（4月1日現在）

### 3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

#### (1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

自治体は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定めなければいけません。

町内に居住する子どもについて、「現在の教育・保育施設等(幼稚園・保育園等)の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

#### 保育の必要性の認定区分

【1号認定】3-5歳 幼児期の学校教育(19条1項1号に該当:教育標準時間認定)

【2号認定】3-5歳 保育の必要性あり(19条1項2号に該当:満3歳以上・保育認定)

【3号認定】0-2歳 保育の必要性あり(19条1項3号に該当:満3歳未満・保育認定)

#### (2) 1号認定の実績・量の見込み・確保方策

##### 1号認定の実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①実績【人】	—	40	49	57	64

##### 1号認定の量の見込み・確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み(第2期)【人】	75	86	93	109	117
②確保方策(第2期)	120	135	165	165	165

#### (3) 2号認定の実績・量の見込み・確保方策

##### 2号認定の実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①実績【人】	386	373	354	340	346

##### 2号認定の量の見込み・確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み(第2期)【人】	300	284	257	251	225
②確保方策(第2期)	309	294	267	267	267

(4) 3号認定(0歳児、1～2歳児)の実績・量の見込み・確保方策

3号認定(0歳児・1～2歳児)実績

区分	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R元年度	
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳
①実績【人】	38	198	33	213	29	209	33	199	31	196

3号認定(0歳児・1～2歳児)量の見込み・確保方策

区分	R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
	0歳	1-2歳								
①量の見込み(第2期)【人】	50	195	48	179	46	183	45	176	42	171
②確保方策(第2期)	61	200	59	192	59	184	59	184	59	184

## 4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

### (1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 【現状】

事業実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
実施箇所【箇所】	—	—	—	—	—

#### 【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【箇所数】	2	2	2	2	2

### (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

#### 【現状】

事業実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
利用人数【人日】	211	178	212	189	—
実施箇所【箇所】	1	1	1	1	1

#### 【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
①量の見込み【人日/年】	2,748	2,556	2,556	2,472	2,376	
②確保方策	人数【人日/月年】	2,748	2,556	2,556	2,472	2,376
	実施箇所【箇所】	1	1	1	1	1

※ニーズ調査より算出

### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### 【現状】

##### 事業実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
受診者数【人】	178人	160人	147人	136人	—

#### 【量の見込み及び確保方策】

##### 量の見込み及び確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人回】	1,365	1,365	1,378	1,352	1,352
②確保方策	1,365	1,365	1,378	1,352	1,352

※実績値より平均値を計上

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

#### 【現状】

##### 事業実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
実績【人】	113	98	114	110	—

#### 【量の見込み及び確保方策】

##### 量の見込み及び確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人】	105	105	106	104	104
②確保方策	105	105	106	104	104

※推計児童数を掲載

## (5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### 【現状】

事業実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
実績【人】	42	48	49	50	—

### 【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人】	50	50	50	50	50
②確保方策【人】	50	50	50	50	50

※実績値より過去最高値を計上

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

### 【現状】

事業実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
実績【人日】	—	—	—	—	—

実施なし

### 【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人日】	0	0	0	0	0
②確保方策【人日】	0	0	0	0	0

※ニーズ調査より算出

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状】

事業実績

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
実績【人日】	—	—	—	—	—

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策（利用会員数）

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み【人日】	5	5	5	5	5
②確保方策【人日】	5	5	5	5	5

※量の見込みは就学児のみを計上

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【現状】

事業実績

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
在園児対応型【人日】	—	2,624	2,711	5,821	—
在園児対応型以外【人日】	33	81	87	—	—

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区 分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	在園児対応型【人日】	4,544	4,476	4,208	4,275	3,983
	在園児対応型以外【人日】	87	87	87	87	87
②確保方策	在園児対応型【人日】	4,544	4,476	4,208	4,275	3,983
	在園児対応型以外【人日】	87	87	87	87	87

※ニーズ調査から算出

### (9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の開所時間以外の時間において、認定こども園、保育所において保育を実施します。

#### 【現状】

##### 事業実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
利用実人数【人】	382	356	285	285	—

#### 【量の見込み及び確保方策】

##### 量の見込み及び確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人】	277	277	277	277	277
②確保方策	確保人数【人】	277	277	277	277
	箇所数【箇所】	6	6	6	6

※ニーズ調査より算出

### (10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

#### 【現状】

##### 事業実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
利用実人数【人】	152	192	147	110	—

#### 【量の見込み及び確保方策】

##### 量の見込み及び確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人日】	229	220	213	211	200
②確保方策	確保人数【人】	229	220	213	211
	箇所数【箇所】	1	1	1	1

※ニーズ調査より算出

### (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

#### 【 現状 】

事業実績

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
申請人数【人】（低学年）	128	110	124	124	—
申請人数【人】（高学年）	15	16	19	22	—

#### 【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区 分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	低学年【人】	121	125	125	118	119
	高学年【人】	28	26	25	24	26
	1 年生	49	53	49	42	51
	2 年生	38	40	43	40	34
	3 年生	34	33	34	37	34
	4 年生	18	15	14	15	16
	5 年生	6	7	6	6	6
	6 年生	4	4	5	4	4
②確保方策	低学年【人】	121	126	126	119	119
	高学年【人】	28	26	25	25	26

※実績値補正值より算出

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている「食事の提供に要する費用」及び「日用品、文房具等の購入に要する費用」等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

引続き、事業を実施していきます。

### 【現状】

事業実績

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
利用実人数【人】	2 人	1 人	2 人	2 人	—

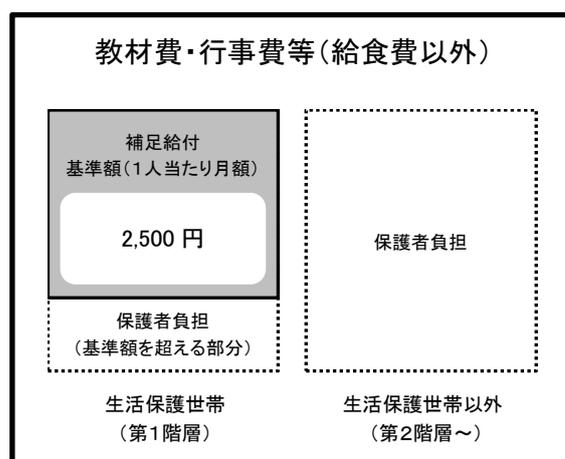
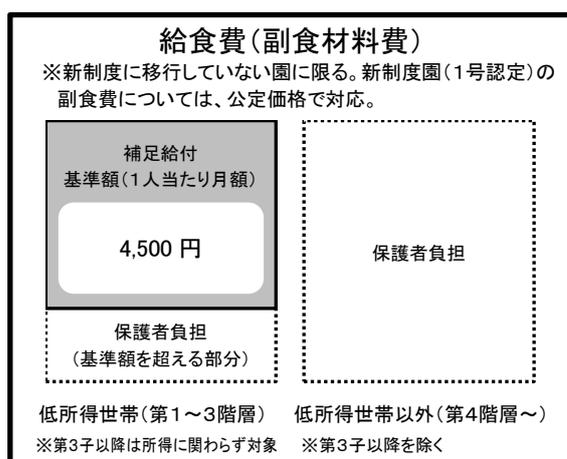
### 【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み・確保方策	2	2	2	2	2

## ■ 事業内容

- 認定区分に応じて対応が異なる **給食費(副食材料費)** と、それ以外の **教材費・行事費等** に分けて費用の一部を補助します。



### (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

必要に応じて検討していきます。

1 新規参入施設等への巡回支援	
目的	市町村が新規参入事業者に対して、保育士OBなど事業経験のある者を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する。
実施主体	市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可）
実施要件	対象事業者：保育所、認定こども園、小規模保育事業を始め、地域子ども・子育て支援事業に新規に参入する。 事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者。

2 認定こども園特別支援教育・保育経費	
目的	健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する。
実施主体	市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可）
実施要件	対象施設：健康面、発達面において特別な支援が必要な子どもが2人以上在籍する私立認定こども園であって、対象児童の教育・保育を担当する職員を加配する施設  対象児童：次の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども (ア) 日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること。 (イ) 特別児童扶養手当の支給対象であること、又は健康面、発達面において特別な支援が必要であること。 (ウ) 認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定区分に該当する者であること。

## 5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

### (1) 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、幼稚園・保育所からの移行が促進される仕組みとなっています。

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向や職員体制等を勘案しながら、認定こども園に移行する場合には、必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の普及・促進を図ります。

### (2) 質の高い幼児期の学校教育・保育，地域の子育て支援の役割および推進方策

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、保育教諭等の確保、専門性の向上が不可欠であるため、教育・保育や子育て支援に係る専門職の確保及び資質向上支援に努めます。

### (3) 幼児教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保・幼・こ・小連携)について

乳幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、学童期や思春期に至る子どもの育ちを確保するため、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携強化を図っていきます。

## 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、預かり保育、一時預かり、認可外保育施設等の利用についても月額上限額内で無償化が行われる「子育てのための施設等利用給付制度」が同時にスタートしました。

施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取組が重要となります。

このことを踏まえ、本町では、子育てのための施設等利用給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給事務に取り組みます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等については、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を県との連携や情報共有を図りながら効率的な運用を進めていきます。

## 第6章 計画の推進

---

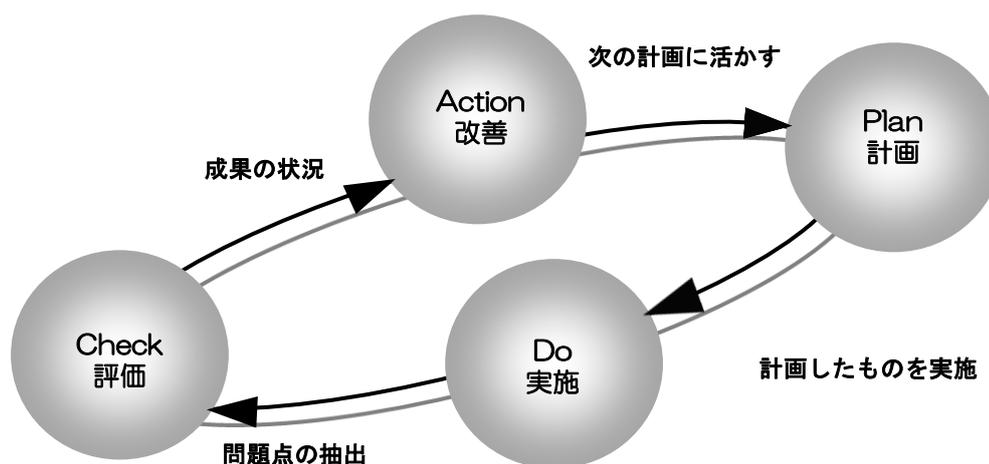


## 1 計画の進捗管理・評価方法

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

計画に基づく「教育・保育の量の見込み・確保方策」、「地域子ども子育て支援事業の量の見込み・確保方策」、「基本理念に基づく子育て施策」について、進捗状況を、PDCA サイクルを用いて庁内で点検するとともに計画の着実な推進を図ります。

また、検証した結果に基づいて施策の見直しを行い、必要に応じて計画を修正していきます。



## 2 関係機関との連携強化

本計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保及びその時期などを定めたもので、計画の推進には、教育、保育、母子保健、障がい福祉などの関係機関・団体との連携が必要です。

庁内においても、福祉課をはじめ、関係各課が連携して横断的に施策に取り組むとともに、家庭、地域、事業者、各種団体、他の行政機関等がそれぞれの役割を理解しながら、相互に連携を図ります。